

官報

號外

明治四十年三月二十八日

木曜日

印刷局

○第二十三回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十三號

明治四十年三月二十七日(水曜日)午前十時十七分開議

議事日程 第二十二號 明治四十年三月二十七日

午前十時開議

- 第一 國有林野拂下ニ關スル建議案(鐵金作提出)
(委員長報告)
- 第二 高等學校ヲ四國ニ設置スルノ建議案(田中定吉外提出)
(委員長報告)
- 第三 礦物調査ニ關スル建議案(宮古三郎提出)
(委員長報告)
- 第四 礦業獎勵ニ關スル建議案(宮古三郎提出)
(委員長報告)
- 第五 (特別報告第二十六號)北海道留南増毛間鐵道敷設
並増毛港修築ニ關スル請願
(委員長報告)
- 第六 (特別報告第三十號)樺太島開發ニ關スル請願
(特別報告第三十七號)區裁判所民事事務復舊
並刑事事務開始ノ請願
(委員長報告)
- 第七 (特別報告第四十一號)區裁判所事務取扱復舊
ノ請願
(委員長報告)
- 第八 (特別報告第四十六號)酒造稅法改正酒母醱禁
止營業業者取締ノ請願
(委員長報告)
- 第九 (特別報告第四十七號)登記所新設ノ請願
(委員長報告)
- 第十 (特別報告第四十八號)韓國橫濱鐵道速成ノ請
願
(委員長報告)
- 第十一 (特別報告第四十九號)屯田兵恩給及給與ニ關
スル請願
(委員長報告)
- 第十二 (特別報告第五十一號)登記所新設ノ請願
(委員長報告)
- 第十三 (特別報告第五十二號)電信局設置ノ請願
(委員長報告)
- 第十四 (特別報告第五十三號)勅語講話會ノ請願
(委員長報告)
- 第十五 (特別報告第五十四號)裁判所出張所新設ノ請
願
(委員長報告)
- 第十六 (特別報告第五十六號)韓國鎮南浦元山間橫濱
鐵道速成ノ請願
(委員長報告)
- 第十七 (特別報告第五十七號)電信局設置ノ請願
(委員長報告)
- 第十八 (特別報告第五十八號)電信局設置ノ請願
(委員長報告)

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、花井卓藏君

(花井卓藏君登壇)

○花井卓藏君 諸君、本員ハ已ムヲ得ズ登壇ヲ致スモノデアリマス、對韓政策ニ關ス
ル質問趣意書ヲ政府ニ提出シマシテ、今日唯今ニ至リマスルマデ回答ニ接セヌノデ
ゴザイマス、實ハ今日ハ必ズ回答ノアリシコト、信ジマシテ祕書課ニ參リマシテ承リマシタ

官報號外

明治四十年三月二十八日(明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記錄第二十三號

議長ノ報告 花井卓藏君ノ質問演說

三八三

トコロガ、今以テ書面ハ到著致サヌト云フコトデゴザイマス、事重大ナル案件ニ係ルノデ
ゴザイマスカラシテ、催促ノ意味ニ於キマシテ質問ノ趣意ヲ明ニ致シテ置キタイト存ジマ
ス、尤モ問題ハ書面ニ審ニ書イテゴザイマスルカラシテ、立ッテ演說ヲ致ス必要モゴザイマ
セヌカラ、本員ハ演說サヘモ略シテ置イタニモ拘ラズ、今尙此重大問題ニ對シテ何等ノ
回答ヲモ致サナイト云フコトハ、外務當局ハ甚ダ立法部ニ向テ不親切ナルモノデア
ル私ハ信ズルノデアリマス、日清ノ戰ニ於テ日露ノ關ニ於テ戰捷ノ光榮ヲ帝國ガ博シマシ
タ所以ハ、唯軍ニ一場ノ喝采ヲ得ンガタメニシタルモノデハナイノデアリマス、全ク戰捷
ニ伴フコロノ權利利益ト云フモノヲ獲得センガタメニ出タルモノデゴザイマス、戰捷ノ
光榮ト戰捷ノ權利利益ト並立テ帝國ノ威信ヲ中外ニ發揚セシメントスルニ出タルコト
フコトハ、疑ヲ容レヌコトデアリマス、多大ナル人命ヲ失ヒ、莫大ナル戰費ヲ拂ヒ
マシテ、而シテ日韓協約成立シ、保護被保護ノ關係成立シタル韓國ニ對シマシテ、帝
國ハ現實ノニ關シテ何等ノ權利、利益ヲ收得致シ居ルカ云フコトニ思至サマシタナ
バ、實ニ私ハ慨嘆ニ堪ヘナイノデアリマス、韓國ハ我帝國ノ保護國デアルト云フコトハ、疑
ノナイ問題デアアルノデアリマス、而シテ帝國ハ既ニ統監府ト云フモノヲ置キマシテ、又駐
屯軍ヲ派遣致シマシテ、之ニ依ッテ費ストコロノ金額ト云フモノモ誠ニ少ナカラヌノデア
ル、明治四十年度ノ豫算ノ要求ニ依リマシテモ、統監府ノ經費ハ經常費ノミニ於キマシ
テ、莫大ナル七千四百五十九圓ヲ要求セラレタルノデアリマス、駐屯軍ノ部隊ノ費
用モ亦四百十六萬九千二百十六圓ト云フモノガ要求セラレタルノデアリマス、即チ六
百萬圓内外ノ費用ハ保護國ノタメニ現ニ費サレテ居ル今日ニ於テ、帝國ガ韓國ニ對シ
テ保護關係ニ於テ、何等ノ實益ヲ收メテ居ルカト云フコトヲ講究ヲ致シテ見マシタナ
バ、本員ハ誠ニ慨嘆ノ至リニ堪ヘヌノデアリマス、此ノ如クニ統監府ヲ置キ、駐屯軍ヲ派
シテ、多大ノ保護ヲ加ヘ、莫大ノ國帑ヲ費シナガラ、保護國ニ對スルコロノ帝國ノ威
信ト利益トガ如何程發展シテ居ルカト云フ事柄ニ想到セバ、深ク講究ヲ費スマデモナク嘆
息ノ外ハナイト思フノデアリマス、凡ソ保護權ヲ行フ國ニシテ、被保護國ニ對シマシテ財
政上ノ特權ト云フモノヲ有セザル國ハ一ツモナイノデアリマス、保護ノタメニ被保護
國ノタメニ自國ノ費用ヲ抛ツト云フ實例ハ多ク存在シテ居ラスノデアリマス、本員ノ解ス
ルトコロニ依レバ、國際先例ノ證明スルコロニ依レバ、被保護國ノ收入ヲ以テ保護
ノ實ヲ舉グル費用ニ充テルト云フ事柄ハ、寧ロ一般ノ定例デゴザイマシテ、毫モ爭ノナイ
コトデアリマス、歐羅巴諸洲ニ於ケル實例モ幾多ノ先例ヲ示シテ居ルノデアリマス、即チ保護
國ハ被保護國ノ收入ヲ以テ保護費ヲ報償セシムル途ト云フモノハ、幾多モ開カレタル
ノデアリマス、然ルニ日韓ノ關係ニ於テハ如何デゴザイマスルカ、區々タル一ノ關稅聯合
サヘモ斷行スルコトノ出來ヌト云フ事柄ハ、之コソ外務當局ノ無能ヲ無遠慮ニ表白シテ
居ルモノト、本員ハ斷定ヲ致スモノデゴザイマス、誠ニ意氣地ナキ外交ノ無能ヲ無遠慮
ニ表白致シテ居ルモノト斷言ヲ本員ハ致シマス、統監府ノ理事者ハ日韓兩國ノ關稅
撤廢ガ兩國ニ及ボス影響ノ利害等ニ付イテノ講究ト云フモノハ未ダ盡シテ居ナイト云
フ事柄ヲ、關稅同盟ノ建議案ニ對スル委員會ニ於テ明言ヲ致シテ居ルノデアリマス、統監府
ヲ置カレ、駐屯軍ヲ派セラレ、幾多ノ吏員ヲ韓國ニ派遣セラレテアッテ、之ニ依ッテ莫大
ノ金ヲ費サレテアッテ、而シテ事理明白ナル經濟共通ノ主義ヲ貫カヌ、保護被保護ノ關

係ヲ明確ニスベキ問題ヲ確定セズ、何等ノ講究ヲモ致シテ居ナイト云フコトヲ明言スルニ至テハ、統監府ノ理事者ハ韓國ニ於テ何ヲ爲シテ居ルカト云フコトヲ本員ハ疑ハザルヲ得ナリトアリマス、韓國ニ設ケラレテゴザイマス統監府ハ、保護國タル韓國ニ對スル統監府デアデ、外國ニ設ケラレタル公使館ナドト云フヤウナモノト同シヤウニ見ルベキ性質ノモノデハナイノデアアル、而シテ此ノ如キ態度ト云フモノハ恰モ韓國ヲ以テ保護ノ關係ナキ純粹ナル獨立國デアデ、統監府ヲ公使館ト見ルト云フヤウナ考ヲ持テ居ルモノト見エ、斯ノ如キ考ヲ政府ニシテ持テ居ルト致シマシタラバ、私ハ言語道斷ノコトデアアルト信スルデアリマス、事茲ニ至リマシテハ統監府ノ理事者、外務省ノ當局者ノ無能ニ本員ハ呆レザルヲ得ナリトアリマス、六百萬圓内外ノ金ヲ支出シ、加ルニ戰捷ノ光榮ト戰捷ノ權利トハ併立シテ居リナガラ、保護ノ權利ヲ忽ニスル——措イテ願ミナイト云フニ至リマシテハ實ニ驚カザルヲ得ヌデアアル、私ハ多ク言ハナイ、早速整頓君ガ關稅同盟ニ對スル建議案ト云フモノヲ提出セラレマシテ、ソレニ對スル鶴原總務長官ノ辯明ヲ聽イテ、一層ノ驚ト呆レト増スノ外ハナイノデアアル、寧ろ斯ノ如キ態度ヲ執ルナラバ、統監府ナドト云フモノハ要ラナイモノデアアル、保護條約ナドト云フモノハ廢止シタガ宜シト信ズルデアリマス、ムツカシイ理窟ハ無用デゴザイマスガ、全體此保護、被保護ノ關係ト云フモノハ、關稅問題ナドト云フヤウナ經濟共通ノ事項ニ付キマシテハ、即チ兩國ヲ合シテ一ノ團結體ト爲スベキモノデアアルト云フコトハ、國際法上ノ爭ノナイコトデ、寧ろ定例デアリマス、即チ兩國ノ收入ヲ以テ共同收入ト致シマシテ、關稅事務ニ關シテハ韓國ナリ、日本國ナリ、相合シタル一體ヲ爲スモノデアアルト云フコトハ、是亦爭ノナイコトデアリマス、一個ノ團結體トナデ分ツベカラザル關係ヲ生ズルデアリマス、現ニ佛蘭西ト「モナコ」ノ關稅聯合ニ於テ、伊太利ト「サンマリ」ノ關稅同盟ニ於テ、佛蘭西ト安南、東京ノ關稅同盟ニ於テ、實例ガ示サレテアリマス、此ノ如クニ保護國、被保護國ノ關係ニ對シマシテ經濟共通ノ原理ハ正シク行ハレテ、關稅聯合ハ立派ニ行ハレテ居ルデアアル、而モ之ニ依テ各國中異議ヲ入レルモノハナイノデアリマス、或ハ最惠國條款ナドト云フヤウナモノニ拘泥スルモノアリテ、最惠國條款アルガタメニ關稅聯合ト云フモノヲ斷行シタラバ、第三國モ亦均霑ノ權利ヲ主張スデアラウト云フコトヲ杞憂スルモノモゴザリマスケレドモ、毫モ憂フルニ足ラス、外國之レヲ主張スベキ原則モナケレバ實例モナイノデアアル、本員ノ見ルトコロニ依レバ、假リニ原則ガアリ、實例ガアデテ之ヲ拒ムモノガゴザリマシテモ、日清ノ戰爭、日露ノ戰爭、是ニ於テ生ジタルコロノ日英協約、是ニ依テ生ジタルコロノ日韓協約ニ顧ミマシタラバ、外務當局ハ均霑ノ權利ヲ主張スル諸國ニ對シマシテハ、斷々乎トシテ之ヲ排斥シ得ベキデケノ理由モアレバ、辭柄モ有シテ居ルデハナイカ、自ラ好シテ最惠國條款ノ均霑權ヲ彼ガ主張スデアラウト云フ、先方デハ少シモ主張シナイノニ自ラ進ンデ主張スデアラウト云フヤウナ遠慮スル政策ヲ執ルト云フガ如キ無能ナル外交ハ私ハ止メテ貴ヒタイト存ジマス、本員ガ對韓政策ニ關スル質問趣意書ニ書イテアリマス第一第二ノ理由ハ、即チ唯今申シ上ゲタルガ如ク誠ニ國際法上ノ原則カラ見テモ、先例カラ見テモ、誰人モ疑ハザルトコロノ事項ニ係テ居ルデアリマスカラシテ、此質問ハ演說モ要ラナケレバ辯明モ要ラナイ、立ロニ答辯シ得ラレベキ事理明白ノコトニ拘ラス、今唯今ニ至ルマデ答辯ヲ致サナイハ如何ナルコトデアルカ、本員サハモ質問書ヲ出シタマ、ニテ演說ヲ控ヘテ置イタ位デアリマス、即チ本員ノ質問ハ「關稅同盟ハ保護關係當然ノ結果ナリトハ國際法上ノ原則先例之ヲ證明セリ、政府ハ何故ニ日韓兩國ノ關稅ヲ撤廢スルコト能ハサルヤ」「關稅同盟ハ對韓經營必要ノ要務ニシテ保護政策ノ第一義ナリ政府ハ何故ニ日韓兩國ノ關稅撤廢ヲ斷行スルコト能ハサルヤ」

ト云フデアアル、此質問ハ文書ノ上ニ於テ明白デアデ、私ノ辯明ニ依テ尙一層明白ヲ加ヘテ居ルデアアル、私ノ辯明ヲ要セズシテ國際法ノ一冊ヲ讀シタラバ、誰ニデモ分ルコトデゴザイマス、然ルニ會期切迫ノ今日唯今マデ答辯ヲ憚ルト云フハ何ノタメデアアル、帝國議會ニ向ヒマシテ親切ナル態度トハ私ハ思ハナイ、外務大臣彈劾ノ聲ナドガ起テ居ルト云フコトヲ承テ居リマスルガ、成程起ルハ尤モデアルト本員ハ考ヘタノデアアル、此位ノコトガ出來ナイノデアアルカラシテ、日米問題ナドノ如キ大問題ニ關シテハ委達シ、逡巡シ、躊躇シ、狐疑シ、左右ノ顧ミルバカリデ、何等ノ政策ヲモ斷行シ能ハヌハ誠ニ無理カラヌコトデアアルト私ハ信スルデアアル(ヒヤク)誠ニ驚クベキ外務ノ無能ヲ表白シテ居ルモノト私ハ信スルデアアル、日英協約ノ文面ヲ讀シテ見マスルト云フト「帝國ハ韓國ニ於テ有スル政治上軍事上及經濟上卓絶ナル利益ヲ保有シ茲ニ帝國カ其利益ヲ擁護増進スルニ必要ナル指導監督及保護ノ權利アリ」ト云フコトガ書イテアル、而シテ此利益權利ノ行使ヲナスニ付イテハ如何ナル處置デモ執リ得ルト云フ事柄ハ立派ニ掲ゲラレテアルデアリマス、即チ關稅聯合ヲ斷行スルハ卓絶權ヲ行使スル所以ニシテ、卓絶權ヲ行使スル所以ハ取リ直サズ日英協約ヲ履行スル所以デアアル、日英協約ヲ履行スルニ於テ左右ノ顧ミテ、何ノ遠慮スルトコロガアルノデアアル、又日韓協約ニ依テ見マスト云フト「兩國ヲ結合スル利益共通ノ主義ヲ鞏固ニスル」ト書イテアル、而シテ何等ノ處置ヲ執ルモノ向差支ナイト云フ事柄ガ明確ニ示サレテアルデアアル、即チ關稅聯合ヲ斷行スル所以ハ日韓協約ヲ行使スル所以ニシテ、日韓協約ヲ行使スル所以ハ條約ヲ履行スル所以デアアル、條約ヲ履行スルニ於テ何ノ憚ルトコロデアアルノデアアル、何ノ最惠國條款ニ拘泥スルノ必要ガアルノデアアル、本員ハ甚ダ感ハザルヲ得ナイノデアアル、外務當局者ハ或ハ最惠國條款デアルトカ、或ハ機會均等主義デアルトカ云フコトヲ言ヒナシテ、帝國ノ卓絶ナル韓國ニ對スル權利利益ト云フモノヲ自ラ拋棄シテ居ル、何故ニ機會均等主義ノ制限ヲ受クルナドト云フ事柄ヲ云フデアアルカ、機會均等主義ハ卓絶ナル總テノ權利利益ヲ除外シタル上ノ機會均等主義ナリト有利ニ解スベキモノト私ハ信スルデアアル、若シ然ラズト致シマシタラバ、帝國政府ガ韓國ニ對スル卓絶權ハ機會均等主義ニ遮ギラレルトコトナル、左様ナル事柄ニナッタラバ、卓絶權ナルモノハ畢竟平凡權トナツデシマフノデアアル、平凡權ト云フヤウナ權利ガアルカナイカ存シマセヌガ、ソレデハ全ク世界各國ガ韓國ニ對スル權利利益ト同シ事柄ニナツデシマフノデアアル、諸君、我日本ハ總テノ國ヨリモ比較的卓絶シタル優レタル權利ヲ韓國ニ對シテ持テ居ルデアアル、何ノタメニ機會均等主義ニ辟易スルノデアアル、機會均等主義ナルモノハ左様ニ卓絶權マデモ埋沒スルガケノ力ガナイノデアアル、若シ其力ガアツタラバ、卓絶權ハ遂ニ卓絶權ニアラスト斷言シナケレバナラヌト私ハ信スルデアアル、即チ「政府ハ動モスレハ機會均等主義ヲ云爲シテ自ラ帝國ノ韓國ニ對スル卓絶權ヲ無視セントスルモノニ似タリ政府ハ何故ニ卓絶權ヲ辭讓スルノ態度ヲ採ルヤ又何故ニ國際法上並條約上保護ノ關係ヲ否定セントスルヤ」質問ヲ起サル所以デアリマス、要スル本質問ニ對シマシテハ、直チニ答辯ガ出來得ルコトデアアル、書物ヲ以テモ答辯ガ出來レバ、條約ヲ以テモ答辯ガ出來ルデアアル、然ルニ之ヲ是レ爲サシテ其答辯ヲ本期議會ノ今日唯今マデ延引ヲシテ、或ハ此儘ニ葬ッテシマツテ、有耶無耶ノ間ニ外務當局ノ責任ヲ免レントスル事柄ハ、甚ダ怪シカラヌコトデアルト本員ハ信ジマス(ヒヤク)諸君、保護ノ政策ハ餘程注意ヲ拂テ研究ヲシナケレバナラナイノデアリマス、保護ト云フ文字ガアルカラト云デ保護ナル文字ヲ以テ、日本ガ韓國ヲ保護スル義務ノアルモノデアラナド云フコトニ解釋シタラバ、ソレハ大ナル間違デアアル、保護ノ文字ハ日本帝國ガ韓國ヲ保護スル權利ヲ意味シタルモノデアアル、即チ韓國ヲ

保護すべき義務ガアルニアラズシテ、韓國ヲ保護スベキ權利ヲ帝國ガ有シテ居ルノデア
ル、此權利ヲ行フニ付キマシテハ何等ノ故障モ、苦情モ、他國ヨリ受クベキ理窟ハナイノ
デア、列國ヨリ苦情故障ヲ受クベキ理由ハ毛頭ナイノデア、韓國ソレ自身ト雖モ此
帝國ノ保護權ノ下ニハ屈從シナケレバナラヌ性質ノモノナル、全體韓國ヲ保護スルト云
フコトノ標榜ハ限中ニ映ズルモノトシテ、韓國ノ一ノ國ハカリ見ルノデハナイノデア、別
ニ大切ナル日本帝國ト云フモノアルコトヲ記憶セバナラヌ、即チ此場合ニ——日本帝
國ニ於テ韓國ヲ保護スルガタメニ日本帝國ノ國帑ヲ費シ、日本帝國ノ官吏ヲ派シ、即
チ帝國ハ韓國ノタメニ金ヲ拂ツデヤ、ハヲ出シテヤ、世話ヲシテヤ、居ル所以ハ、帝
國自身ノ權利利益ノタメナル、然ルニ如此何得ルコトモナイト云フハ、是ハ決シ
テ保護權利ヲ以テ保護義務ト見ルノデア、併ナガラ保護、被保護ノ關係ニ於テ國際
法ハ保護ノ權利アルコトヲ認ムルモ、義務アルコトヲ認メナイノデス、即チ帝國ガ保護ノ
權利ヲ實行スル上ニ於テハ、韓國ハ義務者ノ位置ニ立テ、保護ニ對スル費用ト云フモ
ノヲ全然拂フベキガ當然ナル、然ルニ今日ノ有様ニ於テハ帝國自ラ保護ヲシテヤ、
指導誘掖ヲシテヤ、而シテ其費用ト云フモノハ全然帝國自ラ負擔スルト云フヤウ
ナ、コソハ馬鹿氣タコトガ何處ニ一體アルデアラウト私ハ思フ（然リ）ト呼フ者ア
リ）既往バカリデハゴザイマセ、將來ニ於キマシテモ確ニ韓國ニ對シマシテハ幾多ノ軍隊
ヲ派遣シナケレバナライ必要ヲ生ジテ來ルカモ知レマセ、幾何ノ金錢ヲ費サナケレバ
ライ必要ガ生ジテ來ルカモ知レナイノデア、即チ經濟關係ニ對シマシテハ打ツ一丸ト
爲シテ、韓國政府ノ收入ト云フモノハ全然帝國政府ノ收入トシテ、其收入ヲ保護ノ報
償ニ充テ、サウシテ保護國、被保護國ノ關係ヲ立派ニ法律ノ二條約ノ二樹立セシ
ムルト云フコトニ努メナケレバナライコトハ勿論ナル、然ルニ其財源ニ充ツベキ第一
ノ關門タル關稅聯合サヘモ、斷行スルコトガ出來ナイト云フコトニ至リマシテハ、私ハ甚
ダ驚クモノナル、現ニ早速整頓若ハ關稅同盟ニ關スル建議案ト云フモノヲ提出
セラレマシテ、此點ニ關スル攻究ハ本院ノ委員會ニ於テ十分盡サレタサウデゴザイマスルガ、
私ハ此ノ如キ事柄ハ建議問題デハナイ、行政監督ノ問題デモナイ、條約ノ文面ニ於テ國
際法ノ原則ニ於テ、吾々ヨリ注文スルマデモナク對韓政策ノ根本主義トシテ、政府當局
者ガ自ラ進シテ當ラナケレバナライ事項デアラウト私ハ思フノデア、ウレ位ノコトガ分ラ
ナイ政府ハ外交ハ出來マセ、區々タル韓國ニ對スル保護權ヲ實行スルコトガ出來ナイ
外務當局者ハ何事モ出來ルモノデナイト思フ、大ナル歐米列國ニ對シ外交ニ敗ヲ取
ルト云フハ當リ前ノ話デアルト私ハ考ヘルノデア、私ハ此趣意ニ於テ此質問ヲ提
出致シマシテ、事極メテ簡單ナルガ故ニ、明白ナルガ故ニ、演說サヘモ控ヘテ居タガ、
彼ノ方デハ答辯サヘモ控ヘルト云フ事柄ハ甚ダ怪シカラヌコトデアル（笑聲起ル）本員ノ
演說ノ趣意ガ相當デアル、質問ノ趣意ガ相當デアルカラ答辯シナイト云フコトナレバ、是
ハ甚ダ至當ナル、若シ又之ヲ答フレバ例ノ最惠國條款デアルトカ、機會均等主義デ
アルトカ云フコトヲ云ハレテ、列國ニ猜疑ヲ起サシメタリ、或ハ列國ヲシテ憎惡ノ念ヲ起
サシメタリシテ、甚ダ閉口スルト云フヤウナ閉口主義ノ答辯延引ト致シマスレバ、益々
ニ於テ無能ノ表明ヲナスモノト言ハナケレバナラヌ、頃日外務大臣彈劾案杯ト云フモノ
ガ起ルトカ、起ラヌトカ云フコトガ新聞ニ書イテアリマスガ、私ハ思フ、日米問題ノ如キ問
題、併ナガラ事理ハ極メテ明白ナル問題、其解決ノ出來ナイノヲ歎息ス、吾々ハ更ニ近
ク而シテ問題ノ一層明白ナル日韓、關稅聯合ニ關スル政策ニ付イテ、先政府ノ技量
ヲ試メシ、外交當局ヲ試驗スルノデア、之ニ落第スレバ、日米問題ノ如キ重大ナル
問題ニ關シテハ——事項ニ關シテハ到底之ヲ有利ニ解決スルノ力ハナイコトニナル、

茲ニ於テ無能ヲ表明セルモノナルト云フ證明ヲ立テ、彈劾スルト云フ事柄ニ相成ルモ
是ハ已ムヲ得ヌ次第アリマス、私ハ外交ノ問題ニ關シマシテハ固ヨリ適當ナル人物デ
ザイマセ、併ナガラ斯ル明白ナル問題ニ關シテ政府ガ答辯ヲ憚ルト云フ事柄ハ、實ニ遺
憾ノ至リニ堪ヘナイノデア、望月小太郎君ガ長イ間ノ演說ヲセラレタ、長イ文句ノ理由
ヲ臚列セラレタル質問書ニ對シテハ、外務大臣ハ即座ニ答辯ヲシタコトガアル、然ルニ本員
等ノソレヨリハ一層明白ニシテ且答ヘ易キ問題ニ對シテハ之ヲ躊躇スル、殆ド私ハ驚入
ルノ外ハナイノデア、本員モ豫メ此質問書ヲ出シテ置イテ答辯ノ機會ヲ授ケテ置イタ
モ拘ラズ、尙今日ニ至ッテモ答辯ヲシナイ、ト云フコトハ、許スベカラザルコトデアル、外務當
局ノ此場所ニ來リテ居ルヤ否ヤハ存マセヌケレドモ、答辯ガ出來ラバスルガ宜シ、出
來ナイナラバ出來ナイデ宜シ、答辯ヲ爲スベシ、又ハ答辯ヲナサスト云フコトノ答辯ヲ煩
ハシタイタメニ會期切迫ノ今日ニ當リマシテ、誠ニ諸君ニ對シテハ痛入ッタ次第デア
リマスケレドモ、據處ナク此壇ニ立ッテ此結末ヲ付ケナケレバナラヌ、趣意ニ於キマシテ、極ク
要領ヲ摘シテ催促旁、此演說ヲ致シタ次第アリマス

○奧野市次郎君 本員ハヤハリ花井君ノヤウナ大問題デハナイ、極メテ小問題デアリマ
スカラ、茲カラ申上ゲマス、本員モヤハリ政府ニ質問ヲ提出シテアリマスガ、マダ答辯ヲ
得ナイ、花井君ノ如キ大問題デハナイケニ政府ニ向ッテ攻撃的ノ態度ヲ取ルノデハアリマ
セスガ、今日ヲ以テ會期ノ盡クルノデアリマスカラ、本員ノ質問ニ對シテ答辯アラントヲ
要求致シマス、其質問書ハ故坂上田村督旌表ニ關スルコトデアル、此事ハ既ニ貴族院
ニ於テ衆議院ニ於テモ建議案ガ通過致シマシテ、而モ平和克復ノ後ニ實行ヲ期スル
ト云フ建議ノ趣意デアル、兩院ガ一致ヲシテ建議ニナッテ居ルコトハ政府ハ之ニ重キヲ措
カル、ガ相當デアラウト思フ、然ルニ政府ハ今ニ至ルマデ其事ナク、而シテ本員ヨリ提出
ヲ致シタルコトコロノ質問書ニ對シテモ其答辯ヲ致サスト云フコトハ、甚ダ遺憾トスルトコ
ロデアリマスカラ、今期既ニ盡キントスル今日ノコトニモ、當局者ノ答辯アラントヲ望シ
置キマス

○議長（杉田定一君） 諸君ニ御報告致スコトガアリマス、昨日記名投票ヲ以テ決議
ニナリマシタ第二女子高等師範學校ノ投票中ニ同一氏名ノ投票二葉アルコトヲ發見
シマシタ、之ヲ調査シマシタコトログ、榎本治郎右衛門君ガ隣席ノ小田文行君ノ名刺
ヲ自分ノ名刺ト誤認シテ投票セラレタコトガ分リマシタ、而シテ何レモ青票デアリマス
○榎本治郎右衛門君 我ハ唯今ノ申述ニ付イテチヨット一言申上ゲタイコトガアリマス
（分ラナイ、登壇々々ト呼フ者アリ）

（榎本治郎右衛門君登壇）

○榎本治郎右衛門君 昨日日程第七第二女子高等師範學校地位ニ關スル件ニ付
キマシタ、諸君ガ代ル／＼ノ御演說ヲナサレマシタ、其結果議長ノ宣告デ投票ヲ要スル件
ニ相成リマシタ、其時私ハ情ニ於テ奈員縣ニ置クニ贊成說ヲ、青票ヲ持ッテ參ッテ、其當
時私ノ中ニ小田文行君ノ札ガアッテ、ソルヲ知ラズニ持ッテ參ッテ、知ラズニ持ッテ參ッテ、
私ノ粗漏デ、小田君ノ札ノ這入ッテ居タノヲ知ラズニ持ッテ參ッテ、私ノ粗漏デアリ
マス、諸君ニ謝シマス、（笑聲起ル）分リマシタラウ

○議長（杉田定一君） 就キマシテハ榎本治郎右衛門君ノ投セラレタ一票ハ不適法
即チ無効ト言ハネバナリマセ、之ヲ無効ト致シマスレバ、青白同數、即チ各二百二十
一票トナリマス、即チ可否同數デアリマス、從ッテ議長ハ昨日多數ニテ否決ト宣告シタ
ルモノヲ、取消シテ、更ニ憲法七十七條ニ依リマシテ、議長ガ決議セバナリマセヌカラ、
議長ハ之ヲ否決ト決定致シマス

○福島宜三君 此間ニ於キマシテ森林法改正法律案ノ委員會ノ報告ヲ致シタウゴザ
イマス

○議長(杉田定一君) 福島宜三君

(福島宜三君登壇)

○福島宜三君 森林法改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、此
度ノ改正法律案ハ百十二條カラ成リテ居リマス、法律案デゴザイマス、此委員
會ハ昨日來長ヲ掛リマシテ、段々審査ヲ致シタデゴザイマス、此法律案ハ現行ノ法律ト
變テ居リマス、重モナル點ハ第四章ニゴザイマス、土地ノ使用及收用ノ一章竝ニ第
五章ノ森林組合ノ一章デゴザイマス、其他ハ現行ノ法律ニ依リマシテ多少加除修正ヲ
致シタニ過ギナイデゴザイマス、段々質問等ヲ致シテ見マス、特別委員會中ニ於キマシ
テハ尙修正加除スル點モ、段々アツタデゴザイマス、元來今朝ノ議會ニ於キマシテ刑法ニ
亞イデノ最も重要ナル、又極メテ浩瀚ナル法律案デアルニ拘ラズ、會期切迫ノ場合ニ斯
樣ナ法律案ヲ提出セラレタコトハ、委員會中ニ於テ最も遺憾ナリト致シタデゴザイマス、政
府ノ都合ヲ開イテ見マス、此案ハ各省ニ涉リテ居ルモノデアルカラシテ、イロ／＼取
調ニ暇ガ要ツタモノデアルト申シマス、斯樣ナ法律案ヲ今期ノ議會ニ於ケル重要ノ
法律案ヲ會期ノ末ニ出スト云フコトハ、確カニ政府ハ誠意ヲ缺イテ居ルト認メタノデアリ
マス、サリナガラ此法案ヲ通覽致シテ見マス、現行法ニ優レコト萬々、現行法ヨリハ確
ニ一步モ二歩モ進ンテ居ル案デアリマス、現ニ土地ノ使用及收用ノ件、森林組合ノ如
キ之ナキガタメニ此森林ノ發達ニ非常ナル妨害ガアツタノデアリマス、故ニ委員會ハ此法案
ヲ調査スルタメニ特別委員會二名ヲ選ミマシテ、其特別委員會ノ手ニ於キマシテ、イロ／＼
取調ヲ仕リマシタガ、大體ニ於テハ確ニ現行法ヨリ優レテ居ル、故ニ今若シ相當ノ修正
加除ヲ加ヘテ、相當ノ手續ヲ經マシテ時分ニハ、本案ノ運命ハ推測ラレタデゴザイマス、
ラ、今期ノ議會ニ於テハ此法案ニ多少修正加除スベキ點ガアルト委員會ハ認メタニ拘ラ
ズ、貴族院回附ノ通りニ同意ヲ致シマス、左様致シマシテ特ニ國務大臣ノ辯明ヲ求
メマシタノハ、此案ニ付イデハ修正加除スル點ニ止マラヌノデアリ、サリナガラ今申上
ゲマスヤウニ現行法ニ優レコト萬々デアリマス、其修正加除ノ點ハ次期ノ議會ニ於テ
或ハ政府モ提出スルデアラウ、議員ノ方カラモ修正案等ガ出ル場合ニ施行間ガナイカラ
トカ、朝令暮改デアルト云フヤウナコト口實トシテ反對シナイト云フ言明ヲ得、又殊ニ
委員會中ノ多クノ議論ノゴザイマシタノハ、御料林ニ關スル件デアリマシテ、此法案ノ第一
章ノ御料林ト云フモノヲ組入レテ居ルニ拘ラズ、後、段々仕舞ノ方ニ參リマス、御料
林ナルモノヲ多ク除外例ニ置イテアル、御料林ガ民意ノ疏通ヲ缺イテ居ル、此人民ノ利
害ニ關係アルベキコトヲ等閑ニ附シ、或ハ人民ノ利益ヲ妨害スル等ノ件ガ多ウゴザイマ
ス、此等ニ付キマシテハ此法案中ニ於テモ修正加除シタト思フタノデアリマス、
今申上ゲマスヤウナタメニ、此案ヲ通スガ少ナトモ、國務大臣ハ國民ノ意思ヲ御料局
長ニ取次イデ、民意ノ疏通ヲ圖リ竝ニ人民ノ利益ヲ妨害スルコトノナイヤウニト云フコ
ト十分ナル交渉ヲセラレント云フ求メマシタ、之ニ向テモ大臣ハ同意スルト云フコト
ヲ言明セラレマシタ、故ニ委員會ハ此案ニ多少ノ修正加除ヲ要スル點ガアルニ拘ラズ、會
期切迫ノ場合現行法ヨリ優レテ居ルト云フタメニ全部貴族院回附ノ通りニ同意ヲ致シ
タノデゴザイマス、何卒諸君ニ於テモ委員會ノ意ヲ諒セラレマシテ御賛成ヲ願ヒタイ、就
キマシテハ此際緊急動議ヲ提出致シマス、即チ日程ヲ直ニ上ホセラレテ、本案ヲ議事ニ
上ホセラレウニ動議ヲ提出致シマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 日程ヲ變更シテ本案ヲ會議ニ付スルト云フコトニ御異議アリ
マセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、本案ハ問題ニナリマシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

森林法改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○花井卓藏君 委員長ノ唯今ノ御説明ニ依レバ舊法ニ比スレバ優劣點ガ甚多イ
申サレマシタガ、甚多イデハ分ラヌカラ、重モナル點ハ何ガ宜イ

○福島宜三君 諸君今同新法ニ加ヘラレタ第四章第五章ハ從來森林ノ經營者ニ於
テ、最も困難ヲシテ居ルコトヲ排除スルタメニ設ケタノデ、此點ノ如キハ殊ニ宜イト委員
ハ認メタノデゴザイマス

○花井卓藏君 農商務大臣ニ御尋ラ致シマスガ、本期議會ニ於テ提出セラレマシタル
法律中刑法ニ亞デノ重大ナル法案ハ是デアル、而シテ此條文ハ刑法ノ殆ド半數百十二
條ヲ以テ成立シテ居ル大法律デアル、而シテ是ガ俄ニ院議ニ付シテ俄ニ決行シナレバナ
ヌ程ノ必要ガアルカト云フニ、サウデハナイ、附則ノ第五百五條ヲ讀シテ見ルト、本法ノ施
行期日ハ勅令ヲ以テ定ムタル、施行ハ勅令ニモ讓ラルベキ程ニ餘地ノアルコトヲ農商
務省ガ明言シテ居ル、然ルニ百條以上ニ跨リテ居ル大法律ヲ咄嗟ノ間ニ出シテ、匆卒
ノ際ニ議シセシメテ、サウシテ之ヲ成案ニシナレバナラヌト云フ 必要ガ何處ニアルカ、甚
ダ議院ニ對シテ法律ニ關スル協贊ノ權利ヲ空虛ニセシムルコトヲ責任ヲ農商務大臣
ハ免レヌト思ヒマス、私ハ之ニ付イデ先ツ伺ヒタイト思ヒマス、御問ハ續々發シマスガ、
何故ニ斯ル大法律案ヲ會期切迫ニ際シテ提出シテ、此匆卒ノ間ヲ利用シテ無責任ナ
ル言行ヲ敢テシテ、強テ通過ヲ圖ラル、理由ハ何處ニアルカ

(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 御答シマスガ、提出ノ遅クナリマシタコトハ、貴族院ノ
議場ニ於キマシテモ、最初ヨリ御註シテ掛ツタノデアリマス、決シテ議院ヲ侮辱スルノ、ドサ
クサ紛レニ通過サセヤウト云フヤウナ惡意ハナイノデアリマス、併シ調査ノタメ十分係リ
者ガ力ヲ盡シタノデアリマスガ、已ムヲ得ズ遅クナツタノデアリマス、ソレカラ何故急グカト
云フコトハ、是ハ國民ノ森林經營ノ上ニ甚ダ有益ナ、必要ナコトデアルカラ、急グノデア
リマシテ、勅令デナセ極メ、緩イガト云フコトデアリマスガ、勅令デ施行期日ヲ極メ、
ハ緩イガト云フデナイノデアリマス、是ハ提案ガ遅クナツテ居リマスノデ、必ズ四月一
日トカ何トカ云フヤウナコトニスルヨリハ、丁度年度モ斯ウ云フ變リ目ノトキデアリマス、
五月ニスルカ、六月ニスルカ、諸君ノ協贊ヲ經テ成ルベク早く施行スル積リデア
リマス、ケレドモ、一定ノ日ヲ期シテ置クヨリハ、ソレダケ餘裕ノ附イテ居ル方ガ施行上ニ
便利ノアルタメニシタノデアリマス、緩キガ故ニシタト云フノデハナイ、必要ハ即チ國民ノタ
メニ必要ナノデアリマス

○花井卓藏君 明治三十一年ニ森林法ガ出來テ居ル、而シテ今回ノ改正案ハ全
ク舊法ト云フモノヲ眼中ニ置カズシテ、根本ヨリ主義ノ上ヨリ改廢ヲ企テラレタノデアリ
マス、ソレデアリマス、固ヨリ必要ニハ相違ゴザイマス、ケレドモ、農商務當局者ハ之
ヲ今期ノ議會ニ不完全ナガラモ議了スルヨリハ、來期ノ議會ニ於テ完全ニ議了スルト
云フコトヲ期セラルコトガ、當然デアラウト思ヒマス、一年二年ヲ爭フガタメニ、不完全
ナ法律ヲ施行スルト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ヌコトデアラウト私ハ思フノデアリマス、
若シ此場ニ於テ此案ハ修正加除ヲ加フ、即チ丁寧親切ニ調査スルト云フ趣意ニ於テ、

來期ノ議會ヲ延期スルト云フ動議が出マシタラバ、大臣ハ贊成スルコトニ憚ラヌコトデアラウト私ハ信シマスガ、念ノタメニ之ヲ伺フテ置キマス

(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 法律ヲ拵ヘマシテ大キナ所ニ利益ガアレバ、小サイモノニ利益ガアルノ後ニ改正シテモ増補シテモ宜シイ、免モ角モ大キナモノ、中ニハ或ハ少クハ庇ガアルカ知リマセケレドモ、餘リ完全ナコトヲ求メテ居レバ、ヤハリ一年ト延ビテ往キマスカラ、寧ロ有益ナコトヲシテ置イテ、サウシテ改正スベキモノハ追テ改正シテ宜シト考ヘマスノデ、成ルベク諸君ニ於テ速ニ御協賛アラント望ミマス、若シ延期ノコトが出マシレバ、私ハ不同意ヲ申スデアリマス

○望月長夫君 ちヨット小サイ質問ヲ致シマスガ、第六十七條即チ元ノ第六十八條デス、即チ森林組合ノ所デ、森林組合ニ付イテハ、森林所有者ハ悉ク組合員トナルト云フコト原則ガ極メテ居リマスノデ、左様ニシマスル必要ナ場合ニハ御料林モ國有林モ共ニ森林組合ニ這入ルノガ當然ト思ヒマスガ、唯今申シタ箇條ノ但書ニ依ッテ、即チ將來定メラルベキ命令ニ依ッテ、或ハ此御料林、國有林ト云フモノハ全然組合ノ外ニ置カレルヤウナコトニナルハアルマイカ、私ノ考デハ、左様ナコトニナレバ、非常ナ不便ガアラウト思ヒマスガ、從來政府者ハ此御料林トカ、國有林ト云フモノヲ全ク別天地ノ如クニ心得テ、本法ニ於テモ左様ナ嫌ガ各所ニ見エテ居ル、此六十七條、即チ原案ノ六十八條ノ所謂命令ニ、貴族院デノ説明ノ如ク全然此御料林、國有林ヲ除カレルコトニナッテハ大變ナ不便ヲ生ジヤウト思ヒマスガ、是ハドノ邊マデ此命令ヲ御掛ケニナル 御考デアリマスカ、一應承デ置キタイ

(政府委員久米金彌君登壇)

○政府委員(久米金彌君) 御答ヲ致シマス、六十八條組合ノ地區内ニアリマス森林所有者アレバ、總テ組合員ニナル、併ナカラ其中デモ御料林ト云ハズ、國有林ト云ハズ、公有林ト云ハズ總テノ森林デモ中ニ組合ニ入レル必要モナイモノモアラウト云フ豫想ガアリマスカラ、ソレデ法律ノ上デハソレ等ノモノガアラウト云フ豫想ノ部分ニ付キマシテ除外例ヲ設ケタノデゴザイマス、ソレデ御料林及國有林ニ付キマシテハ、多クノ場合ハ事實此組合ニ這入ル必要ガナカラウト云フコトヲ委員會ニ於テ辯明シタノデゴザイマス、ト申シマスルハ大體組合ヲ拵ヘマスルノハ、組合内ニ於ケル小サイ山林ノ所有者ガ、個々ニ經營ヲシテハ不便デアラウト云フノデ、ソレヲ合同經營スルノ便利ナルガタメニ組合ヲ拵ヘサセルノデアリマスガ、國有林ノ如キハ多クハ此大面積ヲ持テ居リマスカラ、單獨ニ經營ヲ致シタ方が便利ナコトガアルノデゴザイマス、ソレ故ニ合同ヲサセル必要ノナイ部分ニ付キマシテハ、命令ヲ以テ組合ニ入レナクテモ宜シイト云フ 除外例ヲ置イタ譯デゴザイマスカラ、サウ御承知ヲ願ヒマス

○望月長夫君 ソレデハ御料林デアル、國有林デアルト云フガタメニ、全部除外スルヤウナ命令ハ御出シニナリマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 勿論其通りデアリマス、組合ニ這入ル必要ノナイモノハト云フノデ、必要ノナイモノハソレノ極メテ掛ルノデアリマスカラ……

○阿部徳三郎君 質問ガアリマス、本員ハ大體ニ於テハ政府案ニ同意ヲ致シテ居ルモノデアリマスガ、唯罰則ニ付イテ政府委員ニ御尋ラシテ置キタイと思フノデアル、此罰則ハ普通ノ法律ニ比較シテ、甚ダ過重デアルト云フコトヲ常ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、然ルニ此改正法案ニ於キマシテハ、現行法ヨリモ尙一層刑ヲ過重ニ致シテ居ルモノガアルノデアリマス、何故ニ森林法ニ於テ斯ノ如ク現行法ヨリモ、尙一層刑罰ヲ過重ニシナケレバ

ナラヌト云フ理由ガアルノデアリマスガ、現行ノ刑罰ニ於テハ尙森林取締ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイト云フノデアリマセウカ、各國ノ法令ナドモ對照致シテ見マシテモ、日本ノ森林刑罰ノ如キ過重ナルモノハ殆ドナイヤウニ考ヘルノデアリマス、我國ニ於テ森林ノ取締ニ關シテ、此ノ如キ過重ナル刑罰ヲ設ケナケレバナラヌト云フトコロノ理由ハ、何カラ出來テ居ルカト云フコトヲ一應御説明ヲ得タイノデ

(政府委員久米金彌君登壇)

○政府委員(久米金彌君) 御答致シマス、此罰則ハ大體此現行法トエライ差ハナイノデゴザイマス、唯一ニ現行法ヨリ重メタモノハ、ソレハアリマス、例ヘテ申シマスト云フト此原案ノ八十三條ノ如キ、現行ノ上ニ於キマシテハ、例ヘバ重禁錮ガ二年トアルノデ、コチヲ改正ノ方デハ之ヲ三年ニ直シタト云フヤウナコトガアリマス、是ハ何カト申シマスルト云フト、同ジク此法律内ニ於ケル他ノ刑トノ權衡上二年デハ寧ロ低キニ過ギル、次ノ八十四條ナリ何ナリ、條ト比較シテ見マスル、權衡上低過ギルカラ、其權衡ヲ得ルタメニ高メルト云フ意味デゴザイマシテ、餘リ現行法ヨリ高マタ部分ハナイ筈デゴザイマス

○花井卓藏君 私ハ本案ニ付イテ延期スベシト云フ動議ヲ提出致シマス(贊成々々)ノ聲起ル第一ノ理由ハ委員會ノ諸君ハ如何デアルカ存ジマセケレドモ、全體吾々ハ之ヲ通覽致サナイ、恐ラクハ多數ノ方ニ於キマシテモ御通覽ニナッテハ居マイト私ハ信ズル(然リノ)「ト呼フ者アリ」之ヲ通覽セヨト強ユルハ、會期切迫ノ今日無理デアアル、立法部ニ於テ立法ノ權利ヲ吾々ハ完全ニ行フベキ職責ヲ有シテ居ル、出來ルケノ時日ト材料ハ吾々ガ要求シナケレバナラヌ、百條以上ニ互ッテ居ルモノヲ一日ノ間ニ通覽シテ可決セヨト云フガ如キハ、政府自ラ立法權ヲ侵害シ、吾々ニ不能ヲ強ユルモノデアルト信ズルノデアル、ソレデゴザイマスカラ大ナル刑法典サヘモ、十六議會以來屢々吾々ハ討議攻究ニ討議攻究ヲ重ネテ漸ク成案ガ出來タノデゴザイマスカラ、本案ノ如キモノモ今日之ヲ提出サレ、勇氣ヲ養フテ置イテ、來期ノ議會ニ於テ再ビ研究スルノガ當然ト信ジマスカラ、ソレ故ニ延期ノ動議ヲ提出致シマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 延期ノ動議ニ定規ノ贊成ガアルト認メマスルデ、即チ是ガ先決問題デアリマス

○山本幸彦君 延期ニ反對デ贊成ノ演說ヲ致シタイ

○議長(杉田定一君) 山本幸彦君

(山本幸彦君登壇)

○山本幸彦君 諸君、私ハ病氣デ咽喉ヲ傷メテ居リマシテ、聲ガ出ナイノデアリマスル、ソレ故ニ委員長ノ報告ハ理事ニ讓リテ報告致シテ貰タデアリマスガ、此問題ニ對シテ延期ノ說ガ出マシタ、故ニ咽喉ノ痛ヲ忍ビテ暫ク私ハ此處デ此法案ニ贊成デアルタメ、延期ニ反對ヲスル演說ヲ致シマス、抑、此法律案ハ唯今福島君ヨリ御報告ニナリマシタ通り、如何ニモ浩濬ト云ヘバ浩濬デアリマス、條ノ數ハ百十二條マデアリマス、而シテ其章ヲ云ヘバ、七章マデアリマスガ、然ルニ其章ニ付イテ見マスレバ第四章ノ土地使用及收用、ソレカラ第五章ノ森林組合ト斯ウ云フモノガ現行法律ノ上ニ新ニ加ハッタノデアリマス、之ガタメニ條數ガ殆ド四十有餘條モ増加ヲ致シテ、百有餘ノ條項ニ至ッタノデアリマス、其他ハ概シテ現行法ノ通デアリマス(花井卓藏君「違ヒマス現行法ハ八十八條、是ハ百十二條、大違ヒ」ト呼ビ、望月長夫君「良クナッテ違ッテ居リマス、ソレハドウラヌ」ト呼フ)唯違フハ森林ノ監督ト云フ所ガ現在ノ法律ト違ッテ居リマス、ソレハドウ違ッテ居ルカト云ヘバ、現行法デハ營林ノ監督ノ取締ハ多ク事後ノ取締ニ關シテ居ルデ

ゴザイマス、譬ヘテ謂ハ、山林ガ荒廢ニ歸シタキニ、是、取締ヲスルト云フヤウナ法文ニ
ナッテ居リマスガ、改正案ニ於キマシテハ荒廢ノ虞アルトキニ是ガ取締ヲ防ナスト云フ
ヤウナコトニナッテ居リマシテ、事ヲ未然ニ監督シ、及豫防ヲスルト云フコトニ改正ニナッ
テ居ルノデアリマス、デ其他ハ多クハ現行法ノ通デアリマス、唯土地使用及土地收用
ト云フ點ニ至リマシテハ、林業ノタメニ是モ發達ヲ圖ルノ條項デアリマス、譬ヘテ謂ハ
森林ノ木ヲ伐採ヲシテ、サウシテラフ運搬スルニ當テハ、運搬路ガ無イ、此運搬路ヲ
設ケルタメニ土地ヲ使用シナケレバナラヌ、他人ノ土地ヲ使用シナケレバナラヌト云フ
ヤウナコトガアリマス、デ丁度此土地ノ使用ノ方ハ多ク鑛業法ニアルトコロノ條文ニ
大凡似タ土地ノ使用法ヲ制定致シタノデアリマシテ、是ハ最モ林業家ノタメニ歡迎ヲス
ル必要ナ條項デアリマス、デ是ガ新ニ加ハタ一章デアリマス、サウシテ森林組合ト云フ
モノヲ今度新ニ設ケタノデアリマス、是ハ少部分ノ森林ヲ持テ居ル者ガ森林ノ經營ヲ
スルタメニ組合ヲ設ケテ經營ヲスルト云フニ付イテ非常ナ利益ヲ見ルコトガ多クアルノデ
アリマス、其點ニ於テ組合法ヲ設ケタノデアリマセヌガ、是モ林業ノ發達上最モ必要ナ
條項デアリマス、其他多少改正ヲシタ點ハアルノデアリマス、無イトハ申シマセヌ、無イ
トハ申シマセヌケレドモ、概シテ現行法ヲ幾ラ取捨ヲシタト云フニ過ギヌデアリマス、
最ニ今同之ヲ即チ前福島君ノ報告ノアラレシタ通ニ、今日ノ現行法ヨリカ進ンデ居ルト
云フコトハ、實ニ餘程多ク進ンデ居ルノデアリマス、故ニ吾々ハ即チ特別委員ノ一人
トシテ此法ヲ認メタノデアリマス、ドウ云フ所ニ諸君ガ御反對ガアリマスカ知リマセヌガ、
現行法ヨリカ餘程宜シキノデアリマス、實際公平ニ考ヘテ宜シキノデアリマス、又會期切
迫ノ場合ニ於テ云々ト言ハレマスガ、如何ニモ會期切迫ノ場合ニ遲ク出サレタノハ、甚
ダ吾々遺憾千萬デアリマス、遺憾千萬デアリマスガ、特別委員會ハ丁度五度
委員會ヲ開イタノデアリマス、五度マデ委員會ヲ開キマシタ、初日二午前二開イテ、又
午後二開イテ、四時マデヤッテ、其次モ午前二開キ、又午後二開イテ、而シテ今日ハ朝
ヨリ開イテ、唯今マデ開イテ居ッタヤウナ譯デ、即チ五度ト云フモノヲ開イテ十分ニ慎重
ノ審議ヲ盡シタノデアリマス、唯些末ノ箇條ニ付イテ修正ヲ加ヘタイ箇條モアリマシタ
ケレドモ、最早會期モ切迫シテ居ルコトデアリマス故ニ、ソレ等ノコトハ先ツ忍ンデ大體
ヲ認メテ、茲ニ贊成ヲ致シタノデアリマス、決シテ委員會ニ於キマシテハ會期切迫ノタ
メニ粗漏ナ審議ヲ致シテ居リマセヌ、諸君御承知ノ通り一案ニ付イテ何カ政治問題カ何
カナレバ、特別ノコトデゴザイマスガ、五度マデ委員會ヲ開クト云フヤウナ審議會ハ多クハア
リマセヌ、諸君ノ言ハレル通り甚ダ條項ガ多クシテ、且重大ナ案デアラタメニ五度マデ開
イテ丁寧ニ審查ヲ致シタノデアリマス、或ハ諸君ニ於テハ御通覽ニナラヌ諸君ガアルカ
モ知リマセヌガ、恐ラクハ獨リ此案ニ限リマスマイ、御通覽ニナラヌ案ノ諸君ノ中ニアルト
云フコトハ、獨リ此案バカリデアラマイト私ハ推察ヲ致シマス、願ハクバ此意ヲ諒セラレ
テ、御贊成下サレンコトヲ偏ニ希望致シマス

(拍手起ル)

○長谷場純孝君 本員ハ唯今山本君ノ意見、即チ委員長ノ報告ニ贊成ヲ致シマス、
委員會ハ數回會議ヲ開イテ審查討論ヲ盡シテ居ルノデアアル、故ニ委員長報告ノ通り
贊成致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 花井君ノ延期說ガ先決問題トナッテ居リマス、先ヅ是ニ付
イテ採決ヲシマス、花井君ノ延期說ニ贊成諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數

○議長(杉田定一君) 少數、否決トナリマシタ——別段御異論 モナイヤウデアリマス
デ、採決致シマス

(「異議ハ幾ラモアル」委員長報告通り「ト呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クベシト云フコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恆松君發議ノ通り直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌ
カ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ 全部ヲ議題ニ
供シマス

(「全部異議アリ」委員長報告通り「ト呼フ者アリ」)

森林法改正法律案

第二讀會

○議長(杉田定一君) 百何十箇條ヲ一々ヤッテハタマラヌデス

○議長(杉田定一君) 委員長ノ報告ニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 大多數

○議長(杉田定一君) 直チニ三讀會ヲ開キ、確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 直チニ三讀會ヲ開キ確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス、直チニ第三讀會ヲ開キマス

森林法改正法律案

第三讀會

○議長(杉田定一君) 第二讀會決議ノ通り御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ——
日程第一、國有林野拂下ニ關スル建議案、委員長藤金作君報告

第一 出)

(委員長報告)

(藤金作君登壇)

○藤金作君 諸君(「簡單ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ) 短クヤリマス——國有林野拂下
ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、委員會ハ都合四回開會致シマシタ、
委員ニ於テハ政府委員ニ對シテいろ／＼質問ヲ致シマシタ、又政府委員ノ答辯モ丁寧
ニ説明ガアリマシテ、委員ヨリ從來政府ガ國有林野拂下ヲ致シツ、アルトコロノ調査ノ
參考書類ヲ各種請求致シマシテ、政府モ亦満足ナル參考書類ヲ與ヘラレタ譯デゴザイマ
ス、今日マデ政府ガ國有林野ノ中デ要存置ト不要存置ト調査ヲ遂ゲマシタモノ、數ダ
ケハ諸君ノ御參考ニ送ベテ宜カラウト思ヒマス、今日マデ不要存置トシテ取調ベマシタ
トコロノ總數ハ、六十萬四千五百五十町步デゴザイマスガ、現ニ拂下ゲマシタトコロノ反
別ハ二十萬町步デゴザイマス、此代價ハ約二千萬圓ノ價格ニナッテ居リマス、就キマ
シテ政府ニ於テハ國有林ハ七百萬町步アルケレドモ、地租改正以來其反別ノ調査ガ
随分不完全デアラカラ正確ナルトコロノ調査ヲ致シタナラバ或ハ七百萬町步ノ中幾ラカ

減ルアラウ、而シテ政府ノ方針ハ成ルタケ國有トシテ、出來得ル限リハ林業經營ヲシヤ
ウト云フ者アルノデアル、又委員ノ所テ段々研究シマス、コトニ於テハ、國有ノ林業經
營ハ到底利益ハナイモノト信スルカラ、國有ノ經營スルニ最モ必要ナル部分ヲ除ク外ハ
國民ニ拂下ケテ林業經營ヲシムル方ガ、國家ノ利益アルト云フコトノ方針アリマ
スノデス、此點ニ付キマシテ詳細ナル御報告ヲ致シタイノデゴザイマス、モウ今日ノ
場合吾等諸君ノモトガ、長イコトヲ申述スル必要ガゴザイマセヌ、又參考書類モ
澤山差上ケテ置キマシテ、要スルニ委員會ハ大體ニ於テ大ニ賛成スル、サリナカラ建議
案ノ文章字句ニ於テハ少シ修正ノ必要ガアルト云フコトカラ、二名ノ委員ヲ指名致シ
マシテ、委員カラ調査シタコトヲ修正建議案ハ滿場一致ヲ以テ可決ニ相成リタマ
ザイマス、尙諸君ノ御參考マデ申述ベテ置キタイコトハ、此拂下ト云フモノハ國家ノタ
ニ將來民有ノ山林トシテ大ニ財源ヲ増サウト云フ、國力ヲ増サウト云フ方針デア
ル、或ハ間違テ拂下ノタメニ或種ノ人ガ利益ヲ得ル目的デハナイカト云フヤウナ疑心
ヲ懷ケヤウナ人ガアデハ濟マナイト云フコトノ説ガ委員會ニ出タ譯アル、決シテ此拂
下ノ方針ハサウ云フ譯デナイ、而シテ政府モ亦成ルタケ不要存置ハ拂下タルト云フ
方針ヲ採ラレテ居ル、現在ノ當局者——山林局長アタリハ稍々委員會ノ答辯ハ反對デ
ハナイノデゴザイマスガ、併ナカラ概シテ國有主義ヲ採ラレテ居ルノデアリマス、冀クハ此日
本全國全面積三千萬町歩内デ國有アルモノハ千二百萬町歩アル、其内内地ノ
山林ハ七百萬町歩アル、此七百萬町歩ハ將來國家ニ非常ナル財源ニナルモノデア
ル、願クハ此七百萬町歩ヲシテ政府ガ最モ必要トシテ經營スベキ分ハ格別、其他ハ國
民ノ力ニ依テ拂下ケ、其土地ヲ有稅地ニシテ、ソレデ租稅ヲ取リ一方ニハ是ガ財源ヲナ
スコトニ致シタラバ、誠ニ結構デアラウト信ジマス、尙多ク理由ヲ述ベタウゴザイマス
モ、最早今日ノ場合デゴザイマスカラ賢明ナル諸君ノ御賢察ヲ願ヒマシテ、滿場一致ヲ
以テ御贊成ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君 委員長報告通り……

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二、高等學校ヲ四國ニ設
置スルノ建議案、委員長須見千次郎君報告

第二 高等學校ヲ四國ニ設置スルノ建議案(田中 委員長報告)

(須見千次郎君登壇)

○須見千次郎君 諸君、唯今議題トナテ現ハレテ居マストコロノ、即チ高等學校ヲ
四國ニ設置スルノ建議案、委員會ノ經過ト結果ヲ報告致シマス、固ヨリ此案ハ至ッテ簡單
ナル案デアリマスガ、昨日午前十時ニ開會致シテ且當局者ノ出席ヲ求メマシテ、提出者
諸君其理由ヲ審ニ述ベラレ、委員會諸君ヨリモ交々質問ヲセラレマシテ、多數ノ意見ハ此種
ノ學校ガ既ニ數多アルニモ拘ラズ、獨リ四國ニモ是ヲ建設セラレヌト云フコトヲ詰リマシ
タガ、又政府者ニ於キマシテモ、ソレノ答辯モアリマシタ、要スルニ四國ニ高等學校ヲ
建設スルコトニ付キマシテハ、政府ニ於テモ不同意ト云フヤウナ意思ハ無イノデアリマスガ、
其答辯ト申シマスモノ、要旨ハ、甚ダ不得要領デアッタ、サリナカラ委員會デハ議事ヲ進
行シテ該案ノ字句ヲ修正シテ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、以上述べル大
第ナルガ故ニ、本院ニ於キマシテモ原案通り速ニ可決セラレントコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシモト認メマス、次ハ日程第三、第四ハ同一委員
ニ付託シテアラスルデ、併セテ委員長ノ報告ヲ願ヒマス委員長福井三郎君

第三 礦物調査ニ關スル建議案 (委員長報告)

第四 礦業獎勵ニ關スル建議案 (委員長報告)

(福井三郎君登壇)

○福井三郎君 礦物調査ニ關スル建議案並ニ礦業獎勵ニ關スル建議案、此二案ヲ
一括シテ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、先ニ礦物調査ニ關スル建議案審查
ヲ付託サレマシテ、其審查中ニ後ヨリ礦業獎勵ニ關スル建議案ノ審查付託ヲ受ケマシ
タ、此二案ハ彼此相似タモノデアリマスニ依テ、一摺ニ審查ヲ致シマシタノデアリマス、申
サバ頗ル茫漠ノモノデアリマス同時ニ、又比較的大ナル問題デアリマス、因ッテ委員中
ノ希望ニ依リマシテ農商務大臣ノ出席ヲ求メマシテ、其他當局政府委員
ノ出席ハ勿論ゴザイマス、ソレデ審查致シマシタコトカラ、委員ノ大體ノ意嚮ハ斯ウ云
フノデゴザイマス、現在ノ農商務省ガ礦業ニ向テ執ルトコロノ政策ハ何カ一定シタ方
針デモアルカト申セバ、別段是ト云フ方針モナイノデアリマス、唯人民カラ試掘採掘ヲ願
出ル者ガアレバ、從テ願書ガ出レバ、從テ願書ヲ處理スル位ノコトニ過ギナイ、未來此
大ナル一億萬ニ餘ル產額ヲ持テ居ル礦業ニ向テ、獎勵ヲシヤウトカ、進歩ヲサセヤウ
トカ云フ一ノ成案ガアツテ、其成案ノ下デ世話シテ居ルヤウニ見エヌ、申セバ其日主義
ノヤリ口デアル、是デハ困ルカラ一定ノ方針ヲ立テ、サウシテ礦業ノ發達進歩ヲサセルヤウ
ニシナケレバナラヌ、一例ヲ云ハバ今日試掘稅ヲ取テ居ルガ、之ヲ若シ取ラズニ置イタラ
バ、彼所此所デモ願出テ、之ガタメニ地下ニ埋沒シテ居ル礦物ヲ見出スコトガ出來ルデア
ラウ、然ルニ僅ニ試掘稅ヲ取ルト云フガタメニ、ヨクノ見込アルモノデナケレバ、試掘
稅ヲ取ルコト云フモノガ無イカラ、礦業ノ發達ヲ阻害スルコトニナツテ居ラヌカ、又試掘
稅ヲ出シテ政府ガ受理スルコト、其場所ヲ檢査シテ之ヲ許サス手續アルノデアリガ、其出
張スル官吏ハ大抵ハ二名位出張シテ、願人カラ多クノ人夫ヲ出サシテ、其費用ハ悉ク
願人ニ負擔セシメルト云フ實例ガアル、今日現ニサウ云フ遺リ口ガ行ハレテ居ル、故ニ澤
山ニ入費ガ要ルカラ願出ルモノモ餘程慎重ノ考ヲ以テヤラナケレバナラヌタメニ畏怖シテ
願出ヌ者モアル、斯ウ云フコトガ礦業ノ發達ヲ阻害スルコトニナツテ居ラヌカト云フ質問モ
出マシタ、ソコデ農商務大臣ノ答ハ、要スルニ此建議案ニハ大體賛成デアアル、贊成デア
ルカシテ現在ノ制度ニ満足シテ、是ヨリ以上改善ヲ講スル必要無シトハ思ハヌ、出來
ルカシテ改善ノ方ニ向テ進メテ行キタイ、唯茲ニ困ルハ改善ヲシヤウト云フニハ、種々ノ
設備ヲシナケレバナラヌ、其設備ヲスルノ上ニ付イテハ最モ必要ノモノハ人デアアル、其キ人
ハ多クノ給料ヲ以テ大抵民間ノ各會社ナドニ取ラレテシマツテ、政府ニ殘ル者ハ糟
糟ト申シテハ失禮デアアルガ、申サバ殘物デアアル、ト申スハ金ガ少ナイカラ、先ッ比較的
クナイ人シカ殘ラヌ勘定デアアル、故ニ妙法アリトスレドモ、其キ人ヲ待テ行ハナケレバナ
ラヌ、其キ人ヲ得ルニハ多クノ金ヲ費サナケレバナラヌノデ、結局國力如何ト云フ問題
ニナル、是ガ差當リ當感スル、又現在ニ於テモ技師、技手ト云フヤウナモノモ足ラヌ、
技師ハ當然足ラヌガ、技手ハソレヨリモ足ラヌ、技師ノ下働アルモノハ多ク從來ノ經驗
カラ働イテ居ル人ガ多イノデ、學校ノ養成ニ依ッテ出テ來タモノハ極メテ少ナイ、故ニ斯ウ

云フモノ補足シナケレバナラヌ、之ヲ補足スルニ付イテハ文部當局者トモ交渉中デア
ルカ、是モ斯ウスト云フ具體的ノ成案ヲ持テ居ル譯デモナイノデ、是亦歸著スルトコロハ
費用如何ト云フコトニテ、國力如何ノ問題ニナル、故ニ此改善ヲ行ヒ、進歩ヲ企テ
ルト云フコトニハ、少シモ不同意ハ無イガ、申サバ歸著スルトコロ金デアラカラ、結局國力
如何ノ問題ニナツテ來ルコト云フコトデアラ、ソコデ大藏大臣ニ委員中ヨリ質問ヲシタ
コト、或委員ヨリ大藏大臣ニ農商務省若シ全國ノ地下ニ埋没シ居ル礦物ヲ調査
スルコト企テ時分ニハ、大藏省ハ是ニ對シテ費用ヲ出スコト同意スルコト云フ問ニ
對シテ、大藏大臣ノ答ハ的無キニ矢ハ放テヌ、故ニ見込ナル所デアラ、彼所ヲ搜シ
ラ中ニ礦物ガアルデアラウト云フ所ナラバ、無論ソレハ費用ヲ省マズニヤルケレドモ、何所
ヲ搜シテ何ガアルヤラ分ラヌモノニ金ヲ掛ケルコトハ、餘程慎重マナケレバナラヌト云フコト
デアラ、尙之ニ反問シテ或委員ハ其目的ノアルヤウナモノハ人民各自ニ費用ヲ投ジテ調
査スルニ難クナイ、的ノ無イモノハ國家ガ搜シテ何所ニドウ云フ物ガアルト云フコトヲ明
シテ、國民ノ嚮フコロヲ知ラシムルハ國家ノ仕事デアラ、其仕事ニ對シテ國家ハ
費用ヲ省マズニ出サネバナラヌデアラ、ソコデ大藏大臣ハハナリ前說ヲ執
テ、的無キ所ニ矢ハ放テヌト云フ意味ヲ餘リ進メ答ハ無カッタデアリマス、ソレカラ大
藏大臣ノ答ニシテ、特ニ諸君ニ御報告申シテ置カナケレバナラヌコトハ、此試掘稅ノ如
キハ之ヲ取ツタガタニ別段礦業ノ發達ヲ害スルト云フ解釋ハ持ツテ居ラヌカラ取ツテ居
ル、是マデノ如ク之ヲ取ラヌト云ヘバ誰モ彼モ試掘權ヲ握ツテ居テ、ソレヲ放サナイ、
少シモ放サナイカラ實際金ヲ掛ケテアルハ困ル、又持ツテ居ルモノハ馬鹿ニ高イ金ヲ
貪ツテ、僅カナ試掘權ヲ賣ルコトヲ企テラカ、本當ニ金ヲ持ツテ掛ル商賣人ガ著手スル
コトガ出來ナイ、申サバ此試掘ト云フモノハ礦業ノ發達ノ前途ニ横ツテ、妨害ヲ爲シテ居
ルモノデアラ、故ニ之ヲ制スル上ニ於テハヤハリ試掘稅ハ必要デアラウト云フ考カラ、今日
ノ制度ニナツテ居ルノデアラガ、若モ試掘稅ヲ取ルノガ礦業ノ發達ヲ害スルト云フコトニ
歸著シタ以上ハ、イツ何時デモ此タル試掘稅ヲ廢スルコトニハ各ナラヌ、何時デモ御同
意ヲスル——之ヲ廢スル、斯ウ云フ答デゴザイマス、ソコデ大抵政府ノ答、委員ノ質問
等ニ依テ其間ニ雙方ノ意見モ聞ハセ盡シマシテ、政府モ大體ニ於テ不同意ハナイガ、
唯金ト云フ問題デキッパリシタ返事ガ出來兼ネルト云フニ過ギナイノデアリマス、故ニ農
商務大臣ノ御答トシテハ、ヤレ來年度ヲ期シテドウシヤウ、今年度ヲ期シテドウシヤウト云
フ確タル御挨拶ハ出來ナイケレドモ、出來得ル限り方法ヲ講ジテ具體ノ案マデモ作
テ、サウシテ礦業ノ發達ヲ導クト云フコトニ付イテ努ムデアラウ、故ニ大體ニ於テ此案
ニ不同意ハナイ、故ニ此案以外ニ幾ツモノノ種々ナモノガ出來ルトスレバ、ソレマデモ
包含シテ同意ナリトハ放言シテナイガ、差當リ今日現ハレタル問題ニ付イテハ敢テ不
意ハナイト云フコトデゴザイマス、ソコデ大抵議論ガ盡キマシタノデ、一案ゴザイマスニ依
テ委員會ニ於テハ一案ヲ折衷シテ一案トスルト云フコトニナリマシタ、二案折衷ノ結果
案ハ、諸君ノ御手許ニゴザイマスカラ朗讀ハ致シマセヌ、此一案ヲ折衷シタ結果、斯ウ云
フコトニ修正致シマシテゴザイマス、朗讀致シマスカラ御聽ヲ願ヒマス

稅法ノ改善其ノ他礦業行政上諸般ノ擴張改善ヲ以テ最急務ナリトス故ニ政府ハ
速ニ之ニ對スル適當ノ計畫ヲ定メ次期議會ニ提出セラレムコトヲ望ム
右建議
斯ノ如ク修正致シマシタ、而シテ此修正案ハ本期議會ニ相當ノ體ヲ具ヘテ提案ヲセヨ
ト云フコトニナツテ居タ、タノデアリマスガ、本期議會モ本日ヲ以テ盡キルモノデゴザイマス
レバ、言フベクシテ行フベカラザルコトデアリマスカラ、當然ノ結果トシテ次期議會ト云フ
コトニシタノデアリマス、以上御報告申ス通り決定致シマシテゴザイマス、此段御報告申
シマス

〔採決ト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 日程第三、礦物調査ニ關スル建議案、日程第四、礦業獎
勵ニ關スル建議案、右二案ヲ一括シテ議題ニ供シマス

○恆松隆慶君 委員長報告通り……
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハ無イト認メマス、日程第五ヨリ第十八ニ至ルマデハ
請願ナルニ依リ、併セテ報告ヲ致シマス、横井時雄君

○恆松隆慶君 五、六ハ昨日報告ガ濟ンデ居リマスカラ、是ダケハ直チニ議事ニ附セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) ソレナラバ第五、第六ハ省クコトニ致シマス
○恆松隆慶君 五、六ハ昨日報告濟ノモノデアリマスカラ、此場合議事ニ附シテ其後
ハ委員長報告ガ順序デス

○議長(杉田定一君) 然レバ昨日報告ニナツテ居ル日程第五、第六ヲ先ヅ議スルコト
ニ致シマス

第五 (特別報告第二十六號) 北港道留南増毛間鐵道
敷設並増毛港修築ニ關スル請願 會 議

第六 (特別報告第三十號) 樺太島開發ニ關スル請願 會 議

〔森秀次君登壇〕

○森秀次君 會期切迫ノ今日殊ニ私ハ口頭加答兒ニ羅テ居ルノデ成ルベク默リ
タイノデアリマスガ、ドウモ一言致サズニハ居ラレマセヌ、殊ニ是ハ請願ノコトデゴザイマス
カラ、重キヲ置クニ及バヌデアラウト云フコトモアリマスガ、併シ是ハドウシテモ、一言致シ
置キタイコト、思ヒマス、ドウカ御聽キ下サイ(「シカリヤリ給ヘ」ト呼フ者アリ)是ハ豫算
委員會ノ當時(「反對デスカ」ト呼フ者アリ)反對デス、第五ニ對スル反對(「謹聽々々」
ト呼フ者アリ)増毛留南間ノ鐵道敷設ニ反對デス、是ハ豫算委員會ニ於キマシタ此増
毛留南ノコトニ付キマシタ、詳細ニ討議モアリマシタ、種々調査モアリマシタカラ、中
ハ詳細御承知ノ方モアラウト存ジマス、此増毛留南ノ間ハ八九哩ノ所沿岸ニ鐵道ヲ
敷設スルト云フノデ、其沿道ハ殆ド不毛ノ地デアリマス、サウシテ北海道ニ於テ物產中
最モ重量アルモノハ、石炭ニ木材デアリマス、此増毛ニハサウ云フ森林モアリマセヌ、山
ハ多ク禿山デアリマス、サウシテ又石炭ガアリマセヌ、何ノタメニ此速成ヲ要スルノカ、私
共ハ之ヲ解スルコトガ出來ナイ、故ニ之ニ賛成ノ諸君ハ、ドウシテモ統計ヲ擧ゲテ斯様ナ
物貨ガアル又是程ノ交通ガ頻繁アルト云フ數字のノ茲ニ證據ヲ御舉ゲニナル義務ガ

アルト考へル、若シ左様ナモノガアレバ承リマシテ、大イニ私共モ一考ヲ致スノデアリマス
ガ、マダ此ヨリ網走、宗谷線ノ如キ、又同ジク請願トナッテ出マシタ岩見澤、小樽間、又
室蘭間ノ複線ノ如キモ既ニ石炭ノミテモ二十五万噸モ停滯ヲ致シテ居ルト云フ有様デ
寸時モ拾遺ナキ有様デアル、ソレモ参考トシテ政府ニ回スト云フ止メテ、サウシテ
此ノ如キ不急ノモノヲ採擇スルト云フコトニナリマシタノハ、甚ダ怪訝ニ考ヘルノデアリ
マス、故ニ是ハドウシテモタダノ一是ヨリ急ナルモノハ多クアリマス、此ノ如キモノハ不採
擇ニ決セラレシコトヲ望ムノデアリマス、又此外ニドウシテモ此案ニ賛成スルコトノ出来ナ
イコトガゴザイマス、ソレハ政友會ノ名譽ノタメニ、宛テ雪クガタメニ、私ハ是ハドウシテモ
不採擇ニ致シタイト思フノデアリマス、(「サウ云フ感情的ノ事何時モ言フテモ仕方
ガナイ」ト呼フ者アリ)ソレハ諸君モマダ御記憶ノコトト思フガ、彼ノ留萌増毛ガ競争致
シタ當時、大イニ黨ノ紛擾ヲ來シテ、之ヲ鎮定スルガタメニ此速成ノ條件トシテ調停
セラレ、其時ニ内務大臣モ列席セラレタト云フヤウナ風聞ガアッタノデアリマス、諸新聞
ガ之ヲ報道致シタノデアリマス、サリナガラ此濟々タル多士ノ政友會、公平無私ナル政
友會ハ、決シテ左様ナ私ラ働カレヌコトハ、私ハ深ク信ズルノデアリマス、是ハ政友會
ヲ傷ケントスル齊東野人ノ言デアルト、吾々ハ齒ヲ懸ケナイノデアリマス、又彼ノ瀆職
問題マデモ惹起シテ天下ヲ騒ガセテ、而シテ今日ハ恬シテ居ラル、彼ノ賢明ナル内務大
臣ガ——此豪膽ナル内務大臣ガ、斯クマデ天下ノ公器ヲ弄シ、國費ヲ濫費セラル、モ
デアルトハ、私ハ信ジナイノデアリマス、是ハ形ハ變テ居ル請願トナッテ出テ居リマスカラ
形ハ變テ居リマスガ、其實體ガ同一デアリマスルカラ、萬一ニモ本院ニ於テ是ガ採擇
スルモノトナリマスレバ、或ハ増毛運動ノ效ヲ奏シタモノデハナイカト云フ、天下ニ疑ハ
シメルノ實ガアルノデアリマス、(「ノウ」)故ニ是ハ是非共此政友會ノ冤ヲ雪グガタ
メニモ、内務大臣ノ名譽ヲ保グガタメニモ、此案ハ不採擇ニ決セラレシコトヲ望ミマス
(「ヒヤ」)「拍手スル者アリ」

○福井三郎君 本員ハ登壇ハ致シマセウガ、無論本案ガ委員長報告通採擇セラレシ
コトヲ望ミマス、(「ヒヤ」)唯今森君ノ言ハル、トコロモ議論トシテ、一ツノ理窟デゴザ
イマセウ、サリナガラ、請願委員會ガ之ヲ採擇致シマシタノハ、ソレ以上ノ理由ガアッテ採
擇シタノデアリマス、詳シキコトハ四十五人ノ委員會ノ速記録ニ載セテアリマスカラ、茲
ニ再ヒ辯明ハ致シマセウガ、委員長報告通採擇セラレシコトヲ望ミマス
(「採決」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 日程第五ニ付イテ採決ヲ致シマス、本請願ヲ採擇スルト云
フ委員長報告ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數委員長報告通決シマス、日程第六、樺太島開發ニ關
スル請願

○樺松隆慶君 委員長報告通御採擇ナランコトヲ望ミマス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 委員長報告通御異議ハアリマセウガ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認マセウ、—— 横井時雄君
(「一時休憩ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 横井君
(「午後ニシテハドウデス」續ケテヤルベシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 報告ダケシマッタラ如何デス
(「横井時雄君登壇」)

○福井三郎君 議事ノ進行ニ付イテ一言致シマス
○議長(杉田定一君) ドウ云フコトデスカ

○福井三郎君 請願委員長カラ特別報告ヲセラル、ノデアリマセウガ、ドウモ一遍ニ
幾ツモアルモノヲ報告セラレ、ト云フト、初メカラノ忘レテシマッテ、オシマヒハ分ラヌヤウ
ニナリマス、故ニ本員ガ前期議會ノ終リニ請願委員長ヲ代表シテ報告致シマシタ時分
ニハ、一件報告シテハ一件採決ヲセラル、ト云フコトデ、極メテ明瞭ニ、本員ノ如キ腦
隨ノ惡ルイ者ニハ極ク便利デアリマシタ、故ニ此度モドウカサウ云フニ形式ニ於テ御進
行ヲ希望ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 福井君發議ノ如ク、各案ニ就イテ報告スルト云フニ御異議
ハアリマセウガ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認マセウ、日程第七、特別報告第三十七號、
區裁判所民事事務復舊並刑事事務開始ノ請願ヲ議題ト致シマス

第七 (特別報告第三十七號)區裁判所民事事務復舊並刑事事務開始ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 日程第七、特別報告第三十七號、是ハ區裁判所民事事務復舊並
刑事事務開始ノ請願デアリマシテ、德島縣板野郡ノ平民吉成眞佐次外八十一名ノ
提出ニ係リマス、此請願ノ要旨ハ明治三十五年撫養區裁判所ハ其民事事務ヲ舉
テ德島區裁判所ニ移サレ、單ニ不動産及商事ニ關スル登記事項ノミヲ取扱フコト、ナ
リマシタ、所ガ其以來ノ實際ニ依リマスルト、此裁判所ニ對スル村落ナドガ、距離近キモ
三四里、遠キハ十里ニ及バンシテ、或ハ大ナル河ガアリ、ソレ架シタルコトコロノ橋梁ハ
甚ダ不完全ナルモノデアリマスルガタメニ、屢々交通遮斷ナルコトガアル、テ甚シク不便
ヲ感ジマスルタメニ、ドウカ舊ノ如ク之ヲ復舊シテ貫ヒタイト云フ請願デアリマス、頗ル道
理アルモノト認メテ、採擇スルト云フコトニ極リマシタノデアリマス
(「贊成」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決ヲシマス、日程第七ハ委員長報告通御異議アリマセウガ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認マセウ、日程第八、區裁判所事務取扱所
復舊ノ請願、委員長報告

第八 (特別報告第四十一號)區裁判所事務取扱復舊ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 區裁判所事務取扱復舊ノ請願、是ハ青森縣上北郡野邊地町町
長井山保太郎呈出、此請願ノ要旨ハ、野邊地區裁判所ハ三十四年事務取扱ヲ開
止サレ同時ニ青森區裁判所ニ移サレタノデアリマス、所ガ、此地方ハ廣袤百七十方
里、人口八万有餘ノ管轄シテ居リ、加フルニ大湊ト云フ要港ヲモ控ヘテ居ル譯デアリ
マスカラ、野邊地區裁判所ニシテ未ダ事務取扱ノ復舊ナキハ甚ダ殘念ナル、ドウカ其
通ニ復舊シテ貫ヒタイト云フコトデアリマス、是モ地方ノ狀況ニ鑑ミテ、頗ル根據アル
請願デアルト認メテ、採擇ニ極ッタルデアリマス
○議長(杉田定一君) 委員長報告ニ御異議ハアリマセウガ

ヲ得ズ、第二屯田兵豫備役中ニ於ケル常務下士及兵村監視ノ勤務ノ毫モ現役ト差ナキニ拘ラズ、恩給服役年ニ通算セラレザルハ、甚ダ不權衡ナルヲ以テ、恩給法ヲ改正セラレタス、第三十七年屯田兵條例改正ノ結果、現役三箇年ハ俄然七箇年ニ延長セラレタルモ、其ノ勤務一日ハ時間ヲ越ヘザルノ故ヲ以テ無給與トナリ、悲慘ノ窮狀ニ陥レルヲ以テ、右延長期間ニ對スル相應ノ給與アリタシト云フニ外ナラナイノデアル、即チ之ヲ一言ニシテ云ヘバ、今ノ屯田兵ノ狀態ハ甚ダ惡ムベキモノデ、外ノ現役兵ト比較シテ即チ權衡ヲ失シテ居ル、ドウカモウ少シ權衡ヲ保チ得ルヤウニシテ貰ヒタイト云フ請願アリマス、是モ採擇ニ極リマシタノデアリマス

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十三、登記所新設ノ請願ヲ議題トシマス、委員長報告

第十三 (特別報告第五十一號) 登記所新設ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 登記所新設ノ請願、是ハ岡山縣阿哲郡矢神村大字矢田二千三百二十番地平民醫師土屋玄叔外四百九十六名ノ呈出ニ係リマス、此請願ハ岡山縣阿哲郡ノ西ノ方ニアルトコロノ野馳、矢神、新砥、神代ノ四村ハ從來新見區裁判所及上市出張所ノ管轄ニ屬シテ、登記事件ノ發生毎ニ四里乃至七里ノ路程ヲ往復セザルヲ得ナイタメニ日子及經費ノ多大ヲ要シ其不便不利尠カラズ、而シテ四箇村ノ戶數八口ハ優ニ之ヲ管轄スベキ一登記所ヲ設置スルニ足ルト認ムルガ故ニ新見區裁判所出張所ヲ天神村字矢田ニ設置セラレタイト云フノデアリマス、段々人文發達ト共ニ此ノ如キ請願ノ必要ハ認ムベキモノト考ヘマシテ、サウシテ採擇ニ極メマシタノデアリマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

第十四 (特別報告第五十二號) 電信局設置ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 此請願ハ靜岡縣引佐郡西濱名村三ヶ日三十四番地田中儀平外七十一名ノ呈出ニ係リマス、是ハ引佐郡濱名村ハ廣袤二里戸數千五百、人口八千五百有スル一大自治區デアリマスガ、東海道ノ副道タル姫街道ノ中央ニ位シ海陸運輸ノ交通ハ西遠地方ニ於テ最權要ノ位置ヲ占メ、加之四隣豐饒ニシテ諸種ノ生産ニ富ミ、全國ニ向テ輸出セラレツ、アリ、通信力頗ル強大ニシテ優ニ一電信局ヲ要スルヤ明ナリ、然ルニ此處ニ電信局ノナイト云フノ甚ダ遺憾デアル、ドウカ電信局ヲ設置シテ貰ヒタイト云フノ請願アリマス、是モ採擇ニ極リマシタ

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十五、勅語講話會ノ請願、委員長報告

第十五 (特別報告第五十三號) 勅語講話會ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 是ハ廣島縣廣島市水主町三百番地士族村上省吾ト云フ人ノ請願

官報號外 明治四十年三月二十八日

衆議院議事速記録第二十三號

議事日程第十三乃至第十六ノ件

ニ係リマスガ、唯今ノ狀態ハ教育勅語ハ學校生徒ノミガ學校ニ於テ拜聴シ、講話ヲ聽イテ居リマスガ、併シ元ト是ハ學校生徒ノミニ下シ給ヘルモノデハナイ、國民全體ノ遵奉スベキモノデアル、ツレ故ニドウカ夏季ノ休暇ヲ利用シテ此請願デハ廣島縣ノ學校寺院神社等ニ於テ兒童ノ父兄ヲ集メテ、勅語講話會ヲ開イテ戴キタイ、即チドウカ政府デツレ等ノコトヲ獎勵シテ貰ヒタイト云フ趣意アラウト考ヘマス、是モ採擇ニ極リマシタ

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○奥野市次郎君 質問ガアリマス

○議長(杉田定一君) 異議ガアルノデスカ

○奥野市次郎君 サウデス、唯今委員長ノ御報告ニナリマシタノハ、ドウ云フコトデゴザイマセウ、夏季ノ休暇ヲ利用シテ學校若クハ神社佛閣等ニ人ヲ集メテ教育勅語ノ講話會ヲ開カシムルヤウニ政府カラ獎勵ヲサセヤウ、斯ウ云フ意味デスカ

○横井時雄君 サウデス

○奥野市次郎君 サウスルトツレニ對シテ費用ナドノ掛ルコトハ、ヤハリ政府ニ其費用ヲ出シテ呉レ、斯ウ云フ意味ニナルノデアリマス

○横井時雄君 其費用ハ掛ケヌデモ宜イ、又掛ケテモ宜イデセウガ、更ニサウ云フ御尋ノコトハ書イテアリマセヌ

○竹越與三郎君 強制的デスカ

○横井時雄君 獎勵シテ貰ヒタイト云フノデスカ

○奥野市次郎君 即チ強制的デスカ

○横井時雄君 強制的ハ違ヒマス

○立川雲平君 廣島ダケデスカ

○横井時雄君 左様デスカ

○福井三郎君 本員ハ勸諭ヲ提出致シマス、其請願ガ採擇ニナッテ居ッダラウト記憶シテ居リマセヌデゴザイマシタガ、併シ採擇ニナッテ居ッテ、茲ニ報告セラレマシタカラ、サウデアッダノデゴザイマセウガ、ツレナラバ本請願ノ如キハ採擇ト云フコトニ議場決定ヲ致シマセヌ、參考トシテ政府ヘ送付スルモノト云フコトニシテ貰ヒタイト存ジマス

(贊成ト呼フ者アリ)

○奥野市次郎君 ツレナラバ宜シウゴザイマス

○福井三郎君 ドウカ其事ニ決定アラントラ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 福井君ノ本案ハ採擇トセズ、參考トシテ政府ヘ送ルト云フニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○森本駿君 請願委員會カラ送ルノデスカト呼フ

○議長(杉田定一君) 日程第十六、裁判所出張所新設ノ請願、委員長報告

(特別報告第五十四號) 裁判所出張所新設 (委員長報告)

○横井時雄君 此請願ハ岡山縣川上郡手莊村長難波健治郎外三君ノ呈出ニ係リマス、此要旨ハ從來岡山縣川上郡手莊村、大賀村、高山村、日里村ノ内大字黒忠ハ高梁區裁判所出張所所轄ニ屬スルモ、其距離遠隔ニシテ申請人ノ不便名狀スベカラズ、因テ前記地方ヲ一區域トシ、其中央ナル手莊村大字地頭ニ出張所ヲ新設シテ貰ヒタイト云フコトデアリマス、是モ採擇ニ極リマシタ、此段御報告申シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十八、電信局設置ノ請願、委員長報告

第十八 (特別報告第五十七號) 電信局設置ノ請願 (委員長報告)

○横井時雄君 是ハ岡山縣阿哲郡刑部村長村上豐吉外四名ノ呈出ニ係リマス、是モ此地方ニ電信局ガ無イト云フコトハ、非常ナ不便ナコトアリマスカラ、電信局ヲ刑部ニ設置シテ貫ヒタイト云フコトアリマス、是モ採擇ニ極リマシタ
○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハ無イト認メマス
○横井時雄君 是デ議事日程ニ上テ居リマスル報告ハ皆済ミマシタガ、其他未ダ數多ノ報告ガアリマスルガ、ソレハ法律案ノ議院ヲ通過シタ結果、又ハ建議案ノ成立シタ結果トシテ事實上採擇ニテモ認メテ、議事日程ニ上セテアリマセヌ、所ガ一ツ其外ニ早害地租免除法制定ノ請願ガアリマスルノデ、是ハドウカ追加シテ今日ノ議事ニ上スコトニ御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 追加シテ會議ニ附スルト云フコトニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

早害地租免除法制定ノ請願

○横井時雄君 是ハ千葉縣ノ加瀬四郎兵衛外三十六名ノ呈出ニ係リマスルモノデ、右請願ノ要旨ハ千葉縣海上、匝瑳ノ兩郡ノ地タル地質砂土ニシテ蓄水力ナク灌漑ノ用ニ供スベキ水源又甚ダ乏シ、加之深窪ナル新川、栗山川ノ二大川アルガタメニ用水ハ自然ニ權取セラレ、動モスレバ早瀬ノ慘禍ヲ被ルコト妙シトセズ、若夫レ一朝是等慘禍ノ浸ストコトナランカ、稻ノ如キ其影響ノ度最甚シク或ハ收穫皆無トナリ、或ハ二三分ニ減ジ、桑樹ノ如キ又繁殖ヲ妨ゲラレ、秋蠶飼養ニ供スベキ樹桑ハ萎凋シテ用ヲ爲サザル等屢見ルトコロノ事實ニシテ、其慘禍ノ大ナル水害風害ト敢テ異ナルトコロナシ、然ルニ我現行法ハ水害風害ニ關スル地租免除法アリテ、獨リ此等早害地ニ對シテハ何等法規ノ存スルモノナキヲ以テ、速ニ早害地地租免除法ヲ制定セラレタイト云フノガ此請願ノ趣旨デアリマス、是モ委員會ニ於テハ採擇ニ極リマシテゴザイマス
○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス
○横井時雄君 ソレデ度々諸君ヲ煩ハシテ、諸君カラ甚ダウルサイ顔ノヤツダト思ヘタ請願委員長モ、是デ任務ヲ果シタノデアリマス、今期ノ議院ニ受領ニナリマシタ請願ノ數ガ昨日マデノトコロデハ百九十三件デアリマシテ、其中議了致シマシタ分ガ六百七十四件、未ダ議了シ終ラザルノガ、僅カ十九件殘テ居ルノデゴザイマス、是ハ請願委員會ノ主査諸君ガ、本年ハ之ヲ六分科二分ケテ非常ニ勉強セラレマシテ、又請願委員會ノ多數ニ於キマシテハ非常ナル御勉強ガアツテ、其御勉強ノ結果トシテ是ダケ殆ド議了シ終ラタ云フ結果ヲ見ルコトニ至ラハ、私ノ茲ニ一言シテ感謝致シタイト思ノデアリマス
○議長(杉田定一君) 花井卓藏君

〔花井卓藏君登壇〕

○花井卓藏君 委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、裁判所、臺灣總督府法院、統監府、法務院、又ハ理事廳ト關東都督府法院トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル法律案、委員會ニ於キマシテハ周密ナル調査ヲ遂ゲマシテ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ贊成スルト云フコトニ決シマシタ、此段報告ニ及ビマス
○恒松隆慶君 直ニ議題トセラレ、コトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 本案ヲ日程ノ追加シテ議題ニ供スルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、議題ト致シマス
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

第二十

裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院、又ハ理事廳ト關東都督府法院トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル法律案(政府提出)
○恒松隆慶君 直ニ二讀會ヲ開キ、此問題ハ長タラシイ問題デゴザイマスガ、讀會ヲ省略シテ確定セラレムコトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 本案ノ二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
○恒松隆慶君 讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ、報告ガアリマス
〔書記朗讀〕
一議員ヨリ提出セラレタル質問ニ對シ政府ヨリ左ノ答辯アリタリ
衆議院議員根本正君提出小學校教員待遇ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十年三月十七日
内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員根本正君提出小學校教員待遇ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一 小學校教員ノ待遇ヲ厚フルハ既ニ其必要ヲ認メツ、アルヲ以テ二十二年法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助法ノ改正案ヲ本議會ニ提出セリ又増修其他適當ノ方法ヲ設定セシメ目下調査中ナリ
一 小學校教員ニ對シ乘車賃半減ノ件ハ現今ニ於テハ既ニ學生團體割引規程ニ據

リ教員カ學生ト共ニ旅行ストキハ多大ノ割引シツ、アルヲ以テ此際更ニ其範圍ヲ擴張陸海軍人等ト同一ニ割引スルニ及ハスト認ム
右及答辯候也
明治四十年三月二十七日
文部大臣牧野 伸顯
逓信大臣山縣伊三郎

衆議院議員奥野市次郎君提出故阪上田村磨庭表ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十年三月二十七日
内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

答辯書

故阪上田村磨庭表ニ付テハ經費ノ關係並ニ鎮座地等慎重ナル調査ヲ要スルアリ目下調査中ニ屬ス
右及答辯候也
明治四十年三月二十五日
内務大臣原敬

衆議院議員花井卓藏君外四名提出海馬島ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十年三月二十七日
内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員花井卓藏君外四名提出海馬島ニ關スル質問主意書ニ對スル答辯書

一 海馬島ニ於ケル漁業ハ樺太漁業假規則適用ノ範圍外ナルヲ以テ政府ハ競争入札ノ方法ニ依ラス之ヲ許可シタリト雖同島將來ノ漁業ニ關シテハ樺太島ト同一ノ方針ヲ採ラントス

二 樺太漁場ニ對シ優先ノ詮議ヲ爲スニハ漁業假規則第四條ニ該當スルヲ要ス從テ質問主意書記載ノ如キ緣故ヲ有スルモ之ニ對シ優先ノ許可ヲ爲スコト能ハサルカ故ニ適當ト認ムル所ニ依リ海馬島ニ於ケル三十九年度及四十年年度ノ漁業ヲ許可シタリ

三 海馬島ニ於ケル漁業者爭鬭ノ狀況ニ關シテハ政府ハ吏員ヲ派遣シ調査ヲ爲サシメタリト雖質問主意書第四條掲記スルカ如キ事實ヲ明白ニ認ムルニ由ナカリシヲ以テ之ニ對シ檢舉等ノ處置ヲ爲サハリシモノナリ
右及答辯候也
明治四十年三月二十六日
陸軍大臣寺內正毅

衆議院議員花井卓藏君提出對韓政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十年三月二十七日
內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員花井卓藏君提出對韓政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書
第一項乃至第四項
日韓兩國ノ間ニ關稅同盟ヲ設クヘキヤ否ヤハ兩國ノ經濟關係及外國トノ貿易其他諸般ノ關係ニ鑑ミ慎重審議ヲ盡シタル後ニ於テ始メテ決定シ得ヘキ問題ニシテ帝國政府ハ本問題ニ付キ未ダ何等決定ニ到ラサルナリ

第五項

韓國ニ於ケル帝國ノ優越ナル地位ハ帝國政府常ニ之ヲ内外ニ聲明シテ敢テ渝ルコトナキ所ニシテ之ヲ辭讓スルノ態度ヲ採リタルコトナク又國際法上並條約上保護ノ關係ヲ否定シタルコトナシ
右及答辯候也
明治四十年三月二十七日
大藏大臣 法學 阪谷芳郎
外務大臣 子爵 林 董

衆議院議員荒川五郎君提出學制及學事ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十年三月二十七日
內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員荒川五郎君提出學制及學事ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 從來學校ノ系統不備ノ觀アルハ學校ノ數十分ナラス爲メ入學志望者ヲ盡ク收容スル能ハサルニ基因スルコト多シ故ニ本大臣ハ務メテ學校ノ増設ヲ圖リ將來モ亦増設ヲ企圖セントス而シテ教育ノ方針、學校ノ系統ニ就テハ急激ナル變更ヲ加フルノ必要ヲ認メサルモ猶幾多ノ改良ヲ要スヘキ點尠ナカラス此等ノ點ニ付キテハ目下審議中ナリト雖關係スル所廣キカ故ニ未ダ結末ヲ告グルニ至ラス

第二 文字音假名遣ナモノハ頗ル複雜ニシテ小學兒童ノ學習上多大ノ困難アルヲ認メ曩ニ文部省令ヲ以テ之ヲ簡略ニシテ大ニ兒童學習上ノ負擔ヲ輕減セシメタリ然ルニ國語假名遣ニ關シテノミ仍舊法ニ依リ字音ト國語トノ二種ヲ分チテ授クルハ教育上頗ル不便ナルカ故ニ國語假名遣ニ就キテモ亦簡易ナル原則ニ基キ適當ノ改定ヲ加ヘラレタシトハ教育社會一般ノ希望ト認メタリ仍テ本大臣ハ簡ニ字音及國語假名遣ノ統一ニ關スル改定案ヲ國語調查委員會及高等教育會議ニ諮問シ其ノ答申ヲ得タリ而シテ此改定案及答申ハ本大臣之ヲ審案シ其ノ適當ト認ムルモノハ之ヲ採用セントス

第三 小學校教員ノ待遇ヲ改善スルノ急務ナルコトハ本大臣亦夙ニ之ヲ認メ目下諸種ノ畫策ヲ爲シ、アリ現ニ當議會ニ提出セル市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正法律案ノ如キ即小學校教員待遇改善ノ一端ナリ尙其ノ俸給等ニ關スル制度ニ就キテモ目下夫ニ審議中ニ屬ス

第四 青年男女ノ風紀取締及危險ナル思想ヲ矯正ニ關シテハ一片ノ訓令ノミヲ以テ能ク其目的ヲ達シ得ヘキニアラサルコト明ナリ本大臣ハ客年訓令ヲ發布シテヨリ以來地方長官ヲ督勵シ各學校ヲシテ取締ノ方法ヲ講セシメ又文部省視學官ヲシテ特ニ其ノ實況ヲ視察セシメ銳意之カ實行ニ努メ、アリ尙將來ニ於テモ各種ノ方法ヲ講シ訓令ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

第五 教育基金ノ填補ハ普通教育上最モ必要ナルハ疑フ容レスト雖モ國家財政ノ狀況未タ之ヲ許サハルモノアリテ今日ニ至レリ政府ハ一日モ速ニ之ヲ填補ヲ爲スコトヲ望ムヲ以テ財政ノ之ヲ許スニ至ラハ其實行ヲ躊躇スルコトナカルヘシ

第六 清國留學生ヲシテ完全ニ留學ノ目的ヲ達セシムルハ本大臣ノ切望スル所ナリ故ニ成ルヘク清國官憲ノ希望ヲ容レ事情ノ許ス限ニ於テ學生入學ノ便宜ヲ與ヘ又之ヲ收容セル學校ニ對シテハ特ニ監督ヲ嚴シテ學生ノ教養上遺憾ナカラシメンコトヲ期セリ尙留學生一般ノ取締ニ關シテハ當該學校ノ規定ニヨリテ處分スルモノ、外本邦法令ニ抵觸セザル限リ成ルヘク清國官憲ノ監督ニ一任センコトヲ期ス而シテ清國留學生ノ爲ニ將來善隣ノ友誼ヲ害シ國文ノ障害ヲ來タスカ如キハ斷シテ之レナキヲ信ス

右及答辯候也

明治四十年三月二十六日

文部大臣牧野伸顯

衆議院議員山本悌二郎外一名提出 臺灣總督府ノ發行スル彩票ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員山本悌二郎君外一名提出 臺灣總督府ノ發行スル彩票ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

第一 臺灣總督府ノ發行スル彩票ハ明治三十九年律令第七號三基クモノニシテ富籤ト同一視スルコトヲ得サルモ右律令第七號ハ臺灣以外ニ效力ヲ有セザルヲ以テ臺灣以外ノ地ニ於テ之ヲ購買シ又ハ讓受クルトキハ明治十五年布告第二十五號ノ罪ヲ構成ス

第二 明治十五年布告第二十五號ハ之ヲ臺灣ニ施行スルノ法規ナキカ故ニ明治三十九年律令第七號ヲ以テ其適用ノ制限ヲ規定スルノ必要ナシ

第三 臺灣總督府ノ發行スル彩票ヲ臺灣以外ノ地ニ於テ購買シ又ハ讓受クルハ犯罪行爲ナルヲ以テ既往ト將來ト問ハス秩序維持ノ爲ニ必要ナル場合ニ於テ之ヲ檢舉スルハ檢事ノ有スル當然ノ職責ナリ

明治四十年三月二十七日

司法大臣松田正久
內務大臣原 敬

衆議院議員島田三郎君提出 谷中村ノ狂法破壞ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員島田三郎君提出 谷中村狂法破壞ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 栃木縣下都賀郡南部一帯ノ地ハ赤麻沼ヲ控ヘ思及巴波ノ二川其東北ヲ廻リ而シテ渡良瀬ハ其西南ヲ圍ミ此等諸川ヲ吸合シテ利根ノ本川ニ入ルヲ以テ一朝洪水アルトキハ渡良瀬ハ利根ニ支ヘラレ思及巴波ハ更ニ渡良瀬ニ支ヘラレ其逆流

赤麻沼ニ入り延ヒテ谷中村ヲ浸シ連年災厄ヲ免カレサルヲ以テ縣ニ於テハ隨時堤防ノ修築其他治水上相當ノ施設ヲ爲セシモ其效果ヲ收ムル能ハサルニ由リ明治三十七年七月及九月二回ノ洪水ノ爲メ生シタル災害工事善後策ノ經營トシテ谷中堤内ヲ瀾溜池ト爲スノ計畫ヲ立テタルモノニシテ該計畫成立以後縣ハ之ヲ實行ニ從事シ土地物件ノ賣買移轉等ニ就キテハ一々關係者ニ就キ懸案協議ヲ爲シ相當ノ補償金ヲ交付シ谷中堤内移轉ヲ要スル三百七十餘戸ノ内多數ハ既ニ他ニ移轉シ現ニ協議未了ニ屬スルモノ八十餘戸ニ過キ又土地ノ如キモ既ニ其大部分ハ協議賣買ヲ爲シタルモノ一少部分協議未了ニ屬スルモノアリ是等ノモノニ對シ結局協議整ハサル場合ニ於テハ土地收用法ノ規定ヲ適用スルハ不得止コトニ屬ス而シテ瀾溜池施設ノ爲メ移轉ヲ要セザル一少部分ノ戸數ハ一村トシテ獨立スルノ實力ナキヲ以テ適法ノ手續ヲ經テ接續セル藤岡町ニ合セシメタルモノニシテ同縣ニ於テハ夫々法令ノ規定ニ依リ相當ノ手續ヲ盡シツアルナリ

二 谷中堤内ヲ瀾溜池ト爲スコトハ明治三十五年度ニ於ケル災害工事善後策ノ經營トシテ當時ノ縣知事溝部惟幾之ヲ計畫シ明治三十六年一月後任知事菅井誠美ハ前知事ノ計畫ニ基キ其豫算ヲ縣會ニ附議セシニ縣會ハ之ヲ否決シタリ其後明治三十七年度ニ至リ當時ノ縣知事白仁武同年度災害工事善後策ノ經營トシテ更ニ之ヲ計畫シタルモノニシテ谷中瀾溜池施設ニ要スル費用ハ三十五年度災害土木費ト全ク別箇ノモノナルヲ以テ年度ノ錯雜又ハ費用ノ混同アルコトナシ又瀾溜池ノ設置ハ復舊ニ代ルヘキ施設トシテ法令ノ規定ニ依リ災害土木工事ニ屬スルモノニシテ其區域ハ谷中堤内全部ニ涉レルヲ以テ該區域内ニ在ル群馬縣邑樂郡海老瀬村ノ飛地及谷中村ノ隣村野木村等ノ土地ヲ縣ニ於テ買收シタルハ當初ノ計畫ヲ實行シタルニ外ナラズ

三 第一項答辯ノ通

四 谷中村瀾溜池施設ノ爲メ補償スル土地物件ノ價格ハ縣ニ於テ實際ノ賣買額及登記所ニ於ケル評定價格等ヲ參酌シテ其標準額ヲ定メタルモノニシテ實施ニ當リ尙本關係者ト協議ヲ遂ケ其他相當ノ手續ニ從ヒ之ヲ補償ノ處理中ナリ

五 下都賀郡南部一帯ノ地タル渡良瀬思巴波等諸川ノ溢水ハ年々谷中堤防ヲ破壞シ低部ニ浸入スルニ依リテ沿岸地方ノ災害ヲ輕減スルノ實況ナリ然ルニ該村ヲ圍繞セル延長約四里ノ堤防ヲ擴張シ堤内ノ安全ヲ計ラムトセハ巨額ノ費用ヲ要シ且年々少ナカザル修繕費ヲ要スルノミナラス之ニ由リテ堤防内部ノ安全ハ保チ得ルトスルモ其結果右諸川ハ水勢緩和ノ道ヲ失ヒ其害ヤ前日ニ倍從スルニ至ルヘキヲ以テ縣ニ於テハ災害工事ノ善後策トシテ谷中堤内ヲ瀾溜池トナスノ計畫ヲ立テタルモノナリ而シテ明治三十八年春村民カニ二千九百圓ノ自費ヲ投シテ假堤防ヲ修築セシハ或堤防切所ニ於テ侵水ヲ防カントスル一時ノ假メ切ニ過キシテ成工後僅カ二箇月ニシテ些少ノ増水ノタメ流亡ニ歸シタルモノナレハ是等一時ノ假メ切ト谷中堤防全體ノ擴張トハ同一視スヘキモノニアラス

六 栃木縣ニ於テ谷中堤内ヲ瀾溜池トナスノ計畫ヲ立テタルハ思、巴波等諸川沿岸一帯ノ地ニ對シ逆流汎濫ノ害ヲ減輕センカメニシテ現ニ昨三十九年ノ洪水ハ近年未曾有ノ大洪水ナリシニモ拘ハラス思川筋ノ洪水位ハ前年ニ比シ低ク且破堤箇所少ナカリシナリ而シテ瀾溜池ノ計畫ニ就テハ前數項ニ記述セル如クニシテ政府ハ治水上適當ノ施設ナリト認ム

七 谷中村カ日本勸業銀行ヨリ借入レタル金五万圓ハ明治三十一年十一月十七日內務大藏兩大臣ヨリ同村ニ對シ金十萬圓起債ヲ許可シタルモノ、中ニ屬シ三十一年度ノ會計整理期限內ナル三十二年五月二十二日ヲ以テ借入レタルモノニシテ同村ノ村債ニ屬ス又三十八年ニ於テ排水器補償トシテ縣知事カ災害土木費中ヨリ七万五千圓ヲ支出シタルハ該排水器タル關係段別五百九十餘町歩ノ土地所有者カ起業者トナリ安生某ヨリ資金ヲ借入レ同村ヲシテ工事ヲ請負施行セシメ其費用ヲ辨償スヘキ契約ヲシタルモノニシテ右借入金ニ對シ元利累積シテ巨額ニ上レリ依テ同縣知事ニ於テ調停ノ結果安生某ノ債權額ヲ七万五千圓ニ減少セシメ起業者カ同人ニ辨償スヘキ金額ヲ標準トシ排水器補償金額ヲ定メ交付シタルモノナリ而シテ縣ニ於テハ關係者ノ協定ニヨリ右金額ハ一部ハ安生某ノ債務ニ充ツルメ谷中村ニ交付シ一部ハ安生某ノ代人ニ交付シタルモノニシテ知事ニ於テ直接勸業銀行ニ返金シタルコトナリ

右及答辯候也

明治四十年三月二十六日

內務大臣原敬

衆議院議員大竹貫一君提出告訴處分ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員大竹貫一君提出告訴處分ニ關スル質問ニ對スル答辯書

遠藤東四郎ヨリ石田友藏ニ係ル告訴事件ニ付キ調査ヲ遂クルニ明治三十九年一月八日同年三月五日及同年七月八日ノ三回遠藤東四郎又ハ遠藤彦太郎ヨリ石田友藏ニ對シ經告私印私書偽造行使等ノ罪名ヲ以テ新潟地方裁判所檢察局ニ告訴ヲ爲シ當時同檢察局ハ十分ナル搜查ヲ遂ケタル後有罪ノ證據ヲ認ムル能ハサルカ爲メ不起訴處分ヲ爲シタル然ルニ明治三十九年九月七日遠藤東四郎同彦太郎ノ兩名ハ再び同一事件ニ付鹿野治郎外三名ニ對シテ偽證ノ告訴ヲ爲シ被告訴人石田友藏ニ對シテ偽證教唆ノ告訴ヲ爲シ新潟地方裁判所檢察局ノ不起訴處分ニ對シ更ニ東京控訴院處分ニ對シ更ニ東京控訴院檢察局ニ抗告ヲ爲シタルニ因リ同檢察局ハ關係ノ記録ヲ調査シテ不起訴ノ處分ヲ爲シタル然ルニ明治四十年一月ニ至リ遠藤東四郎同彦太郎ハ更ニ同一事件ニ付キ新ナル證據ヲ提出スルコトナク被告訴人石田友藏ニ對シテ偽證及偽證教唆ノ告訴ヲ爲シ又其不起訴處分ニ對スル抗告ヲ爲シタルヲ以テ新潟地方裁判所檢察局及ヒ東京控訴院檢察局ハ不起訴ニ決シタル事件ニ付キ新ナル證據ヲ提出スルコトナク再び告訴シタルトノ理由ヲ以テ不起訴處分ヲ爲シタル以上ノ事實ニテ當該檢察局ハ本件ニ付キ不當ノ處分ヲ爲シタルコトナレト認ム

右及答辯候也

明治四十年三月二十七日

司法大臣松田正久

衆議院議員武藤金吉君提出足尾銅山ノ暴動取締ニ關スル質問ニ對シ別紙農商務大臣答辯書差進候也

明治四十年三月二十八日

衆議院議員速記部第二十三號

明治四十年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員武藤金吉君提出足尾銅山ノ暴動取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書

本年二月足尾銅山ニ於ケル騷擾ハ豫防工事ニ對シ何等ノ損害ヲ與ヘタルコトナキノミナラス騷擾中ト雖除害作業ハ依然之ヲ續行スルコトヲ得タリ而シテ鑛業停止ノ事由ナキハ該銅山鑛毒豫防工事命令ニ關スル質問ニ對スル答辯書ニ於テ答辯スル處ノ如シ

右及答辯候也

明治四十年三月二十六日

農商務大臣松岡康毅

○議長(杉田定一君) 議員諸君、第二十三回帝國議會ハ本日ヲ以テ會期終了トナリマシタ、今期議會ハ戰後ニ於ケル第二回ノ議會ニシテ、軍政財政ノ整頓並ニ國力ノ發展ニ伴フ、内外ノ施設等最モ複雜ナル諸般ノ大計畫ヲ議定スルトロコノ大責任アル議會デアリマス、本會期中本會ヲ開キマシタル日數ハ二十三日、又委員會ヲ開キタル日數ハ五十二日デアリマス、政府及議員諸君ノ提出ニ係ル議案並ニ特別報告ノ請願等ヲ合セテ、總數ハ二百三十餘件デアリマス、今日マデニ殆ド議了致シマシテ、未了ノモノハ極メテ僅少ニ過ギナイデアリマス、今最モ重要ノモノヲ舉ゲマスレバ、明治四十年度ノ本豫算及三十九、四十年年度ノ追加豫算ヲ通シテ、六億二千餘萬圓ノ支出ニ協賛ヲ與ヘ、法律案ニテハ多年ノ宿題トナレル刑法改正案ノ如キ、十分ノ審議討究ヲ經テ兩院ヲ通過セシマシタコトハ諸君ト共ニ満足ヲ表スルトロコデアリマス(拍手起ル)其他地方自治、財政、交通、農事、教育、衛生及韓國、樺太、關東州等ニ關スル各種議案協賛致シ、殊ニ今期議會ニ於テハ請願ニ對スル法律案ヲ起草シタルガ如キハ、最モ著シキ進歩ト言ハナケレバナリマセ(拍手起ル)願フニ諸君ハ戰時ニアツテハ、國民後援ノ實ヲ舉ゲ、平和克復セラレ、ヤ、戰後ノ經營ヲ參畫シ、其國家ニ貢獻セラレシトロコ實ニ偉大ナリト言フベシ、是レ偏ニ諸君至誠奉公ノ然ラシムルトロコト雖モ、又憲政ノ賜ト謂ハザラ得ズ、茲ニ諸君、數月間ノ御勉強ヲ深謝シ、併セテ成績ノ一斑ヲ陳ベ、以テ閉會ノ辭ト致シマス、尙本期議會ニ於ケル議案ノ件數等ハ、例ニ依リ書記官長ヨリ報告ヲ致サセマス

(拍手起ル)

(林田書記官長期讀)

本會期ニ於ケル議案總數及其ノ結果左ノ如シ

- 一 政府提出案 六十一件總テ可決シタリ
- 一 議員提出法律案 三十五件
- 一 內
 - 可決シタルモノ 二十八件
 - 否決シタルモノ 四件
 - 議決ヲ要セスト決シタルモノ 二件
 - 未決ノモノ 一件
- 一 上奏案 一件可決
- 一 建議案 三十二件

内
可決シタルモノ 二十二件
否決シタルモノ 五件
撤回シタルモノ 一件
未決ノモノ 四件
一重要動議 三件

内
可決シタルモノ 二件
未決ノモノ 一件

以上ヲ合計スレハ

一本院ニ提出セラレタル議案ノ總數百三十二件ニシテ

内

百十四件ハ可決シ

九件ハ否決シ

一件ハ撤回シ

二件ハ議決ヲ要セスト決シ

六件ハ議決ニ至ラザリシ

此ノ外

一決算

二件(何レモ委員會ノ報告ヲ是認シ)

一貴族院ノ回付案

三件(同意スルニ決シ)

一兩院協議會ノ成案

一件(之ヲ可決シタリ)

又

一請願書ノ提出セラレタルモノ

總數

六百九十四通

内

一法律案トシテ可決シタルモノ

三十五通

一採擇シタルモノ

四十八通

一參考トシテ政府又ハ委員會ニ送付シタルモノ

四百六十七通

一議決ヲ要セストシタルモノ

百二十二通

一取下ケタルモノ

二通

一未決ノモノ

二十通

○議長(杉田定二君) 是ニテ散會ヲ致シマス
(拍手起ル)

午後零時四十七分散會